

## 所得データとしての確定申告データ<sup>\*1</sup>

宇南山 卓<sup>\*2</sup>  
佐野 晋平<sup>\*3</sup>  
勇上 和史<sup>\*4</sup>  
稲葉 和洋<sup>\*5</sup>

### 要 約

本稿では、個人所得税に関する確定申告データを所得データとして評価し、その特性や有用性、限界について検討した。確定申告データは、納税者が所得や納税額を申告する際に提出する確定申告書の情報を集約したものであり、その規模の大きさや高い正確性が大きな利点である。一方で、確定申告が不要な個人や非課税所得の情報は含まれていないため、日本全体の所得状況を把握するには一定の制約がある。

確定申告者は毎年約 2,300 万人であり、約 500 万人が申告者の被扶養者となっている。両者を合わせても 15 歳以上の総人口の約 30% にしかならず、確定申告データだけでは日本全体の所得の状況は十分に把握できない。特に、給与所得者や年金所得者の大部分は確定申告をしておらず、これらの個人の所得を把握するには別のデータの補完が必要となる。

確定申告をしている給与所得者や年金所得者の多くは、医療費控除や住宅借入金等特別控除の適用を受けている。これらの控除の性質を考慮すると、申告者は病気や住宅購入直後など経済的に特殊な状況にあることが多く、集団として偏りがあると推測される。

それに対し、自営業者に相当する事業所得者については包括的な情報が利用できる。確定申告データの事業所得者数は、統計データに基づく自営業者数と水準が近く、申告所得額も国民経済計算のデータとおおむね一致している。申告者の半数以上がほぼ毎年確定申告を行っているため、確定申告データは自営業者のパネルデータとして有用である。

さらに、確定申告データを高額所得者のデータとして活用することも検討した。人口のトップ 0.1% に相当する超高額所得者は網羅的に把握できるが、トップ 1% まで拡大すると申告をしていない人が無視できないほど存在する。また、源泉分離課税の存在のため、利子・配当所得のカバー範囲は不十分で、高額所得者の所得を過小評価する可能性が高い。

今後の課題として、給与所得者や年金所得者に関する他のデータとの統合による包括的な所得データの構築が挙げられる。また、確定申告データと既存の統計調査を比較し、所

\* 1 本稿の作成にあたり、一橋大学の高橋悠太氏に多くのコメントをいただいたことを感謝したい。また、本稿は科学研究費補助金（基盤 A-23H00053）および京都大学経済研究所共同利用・共同研究拠点プロジェクト研究の成果の一部である。本稿の内容は全て筆者らの個人的見解であり、財務省及び財務総合政策研究所、国税庁及び税務大学校の公式見解を示すものではない。

\* 2 京都大学経済研究所・教授

\* 3 神戸大学大学院経済学研究科・教授

\* 4 神戸大学大学院経済学研究科・教授

\* 5 税務大学校研究部／財務総合政策研究所総務研究部研究官

得分布の実態をより精緻に把握する取り組みが求められる。

キーワード：確定申告，所得データ，高額所得者

JEL Classification: D31, E01, H2

## I. はじめに

本稿では、新たに学術利用が可能となった個人所得税の確定申告書を集約したデータ（以下、確定申告データ）が、所得データとしてどのような性質を持つのかを明らかにする。所得とは、労働や資産保有を通じて生産活動に寄与したことの対価であり、経済的な豊かさを得る権利である。所得は個人によって大きく異なり、誰がどのような所得を得ているのかを把握することは、マクロ経済を理解し、適切な政策を実施する上で不可欠な情報である。確定申告データが、その情報の基盤となりうるかを検討することが目的である。

これまで経済学における所得の分析では、主に政府が実施する統計調査に基づく「公的統計」が利用されてきた。日本全体の所得については、国民経済計算において所得の発生から制度部門への分配までが包括的に把握されており、主として所得支出勘定とよばれる統計表として公表されている。

しかし、国民経済計算の所得データは部門レベルまでの情報にとどまり、個人レベルの情報は不十分である。世帯レベルでの所得に関してはマイクロ統計とよばれる調査統計が用いられており、家計側を調査する総務省の家計調査や全国家計構造調査（旧・全国消費実態調査）、厚生労働省の国民生活基礎調査、賃金構造基本統計調査、国税庁の民間給与実態統計調査などが利用できる。

こうしたマイクロ統計は、罰則規定もある一定の強制力を持った法律である統計法に基づき実施さ

れる。しかし、情報収集という活動の性質上、強制しても虚偽や調査拒否を完全に防げない。そのため、現実の調査は任意の協力を依存した運用となっている。近年、プライバシー意識の高まり等により調査拒否も増加しており、所得に限らず公的統計全般に情報収集が困難になりつつある。

こうした背景の中で、公的統計を補完・代替するものとして期待されているのが、確定申告データを含む「行政記録情報」である。「行政記録情報」とは、行政機関が通常業務の中で収集・保有する各種記録であり、申請や届出、登録手続き、義務的な報告などによって得られる情報である。行政活動とリンクしているため、データ量も大きく、情報提供の拒否や秘匿が難しいため、統計調査に比べても十分に信頼できるデータ源となりうる（宇南山，2024）。

所得に関する最大の「行政記録情報」が確定申告データである。確定申告とは、個人がその年の1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得および所得税額を計算し納税するための申告であり、確定申告書を提出することで情報が提供される。申告された内容から個人の所得を詳細に把握することができる。これまでも「国税庁統計年報」や「申告所得税標本調査」などにより集計された情報が公表されてきた。

それに対し、本稿で対象とするのは、新たに利用可能になった確定申告データの個別情報である。税務申告に基づくデータは所得分布の分析において貴重な情報源とされ、他国ではすでに数多くの研究で使われている（Slemrod，

2016)。Piketty (2003) や Garbinti et al. (2018) ではフランスの、Piketty and Saez (2003) では米国の、税務申告に基づくデータを用いて20世紀以降の所得格差の変遷を分析している。彼らは、超高額所得者層の所得が国民所得全体において大きな割合を占めることを明らかにし、その後の格差研究の基盤を築いた。こうした各国の取り組みに対し、日本でも税務申告の個別情報の利用を進めるために利用できるようになったのが、今回の確定申告データである。

ただし、確定申告データには限界もある。確定申告義務のある者はほぼ網羅されているものの、義務のない者の情報は含まれない。例えば、年収2,000万円以下の単一事業者に雇用される給与所得者は年末調整で税務処理が完結し、確定申告を必要としない(所得税法第121条)。このような確定申告を要しない個人は全国民の中でも無視できない割合で存在している。また、収集できる情報は税務申告に必要な範囲に限定されるため、世帯情報などの経済学的に重要な情報が欠落している。例えば、控除対象の配偶者及び扶養親族以外の世帯員の情報は含まれていない。さらに、2020年以降は寡夫控除・特別の寡婦控除が廃止された(ひとり親控除が創設された)ため、申告書における性別の記載が廃止され、性

別を把握することもできなくなっている。

本稿の以下の各節では、この確定申告データに含まれる部分と含まれない部分の境界を明らかにすることを目指している。確定申告をするかどうかは税制によって規定されており、税務行政的には明確に区分できる。しかし、どのような属性の個人が確定申告をしているのかは、所得の状況によって決まるため、実証的な課題である。

まず第Ⅱ節では、確定申告に関する税制上の前提条件を整理し、確定申告データに含まれる個人および所得の源泉について確認した。また、国際的な比較が可能な所得概念として「財政所得」の考え方を示し、その計算方法を提示した。第Ⅲ節では、確定申告データを用い、どのような属性を持った個人が確定申告しているのかを分析した。確定申告者の多くが医療費控除や住宅借入金等特別控除の適用のために申告しており、年末調整対象の給与所得者が多い点を指摘した。第Ⅳ節では、確定申告データが国民経済計算で把握されている家計部門の所得をどの程度反映しているかを検証し、マクロデータとの比較を行った。第Ⅴ節では、高額所得者に限定した場合の確定申告データの特徴を分析し、カバー範囲の限界を指摘した。最後に第Ⅵ節では、各節の議論を総括し、今後の課題を述べている。

## Ⅱ. 所得と確定申告

### Ⅱ-1. 所得データとしての確定申告データ

本稿では、確定申告データの所得データとしての性質を評価することが目的である。所得データとしては、所得の状況をできる限り詳細かつ網羅的に把握していることが望ましい。所得全般に関して、誰が、いつ、どのような所得を、どれだけ得ているかが捕捉できれば望ましいデータとなる。

網羅性の観点から所得のデータを評価するには、そもそも前提として「所得」とは何かを定

義する必要がある。しかし、所得をどのように定義するかは理論的にも実務的にも困難な課題である(Brooks, 2018)。所得の定義はデータの利用目的によって異なる可能性があり、概念的には定義できたとしても実際に計測できるかは別の問題である。

ここでは、経済学的に最も一般的な定義として国民経済計算体系(System of National Accounts: SNA)における所得の定義を用いる<sup>1)</sup>。SNAとは一国の経済循環を捉えるために、国際

連合（国連）によって定められる国際基準に準じて作成される統計である。経済全体の所得を網羅的に捉えたものであり、国際的にも受容された考え方である。

SNAにおいては、所得は「生産過程への関与または生産目的のために必要資産の所有の結果として経済主体に発生する経済的な価値」である（SNA マニュアル Chapter 7）。すなわち、新たに生み出された付加価値を処分する権利である。古典的な定義として、Simons（1938）による「消費と個人資産の期首と期末の資産の変化の合計」という定義が知られている。所得は消費と貯蓄の合計に等しいはずであり、一見するとSNAの定義と同じに見える。しかし、株式のように生産とは独立に価格が変動する資産が存在するために、両者は一致しない。言い換えれば、ここでSNAの所得の定義を用いるということは、資産の変動によるキャピタルゲイン・ロスを含まないことを意味する。

SNAでは、一国全体での合計の所得のことを「国民所得」とよび、国内での付加価値生産の合計であるGDPから資本減耗分を差し引き、海外からの純所得受取を加えたものとして計算される。実務的な計算方法は、国連の定めるGDPなどの作成基準であるSNA マニュアルで定められており、生産への貢献の仕方に応じて雇用者報酬・混合所得・営業余剰などに分類されている。日本では内閣府が公表する国民経済計算（GDP統計）として公表されており、国民所得の総額と分配の状況は所得支出勘定とよばれる統計表群で見ることができる。

SNAでは、国民所得は、まず生産への貢献に基づき市場メカニズムによって分配され、そこから政府が関与する給付と負担を通じて再分配をすることで最終的な所得の分配が決まると考えている。所得の受け取り手は個人とは限らず、企業などの法人も所得を得る。経済的な豊かさを享受する活動である「消費」をするのは個人であり、法人の所得も最終的には個人に帰

属すると考えれば、法人が得た所得がどのように個人に分配されるかも大きな論点となりうるが、ここでは法人の所得を個人に帰属させず、会計的にどのように分配されるかに限定して注目する。

SNAでは、一国全体の所得の発生から個人（家計部門）と各種法人組織（企業部門・政府部門など）の間の部門間での分配については詳細に把握できる。その意味では、非常に優れたマクロの所得データである。一方で、部門内での所得の状況については十分な情報とはなっていない。例えば、家計部門のうちの高所得者と低所得者の間の分配や、高齢者と若年者の間の分配などについては、SNAでは何も分析できないのである。

通常、そうした部門内での経済状況を把握するにはマイクロ統計ともよばれるデータが使われる。SNAは統計調査などで収集された情報を加工して作られる「加工統計」であるが、経済主体を直接調査することで作成されるデータがマイクロ統計である。家計調査や法人企業統計などが該当し、一国全体を代表できるよう無作為抽出された世帯や法人を対象とし、各経済主体が認識する実際の資金の動きを調査している。

今回利用する確定申告データは、個人の所得のみに限定されたもので、申告者の個別の所得が観察できるデータであるという意味で、マイクロ統計に類したデータである。ただし、データに含まれる個人の範囲も把握している所得の範囲も異なる。確定申告データでは申告義務のある個人だけが対象であり、所得に関する情報も課税に必要なものだけに限定される。

捉えている側面が類似している点では、確定申告データをSNAと比較するよりもマイクロ統計と比較の方が容易である。しかし、マイクロ統計と確定申告データでは一長一短な側面があり、相互に比較をしてもどちらが望ましいデータかは必ずしも明らかにならない。そこで、本稿では主として確定申告データが一国全体のマ

1) SNAの計測方法については、European Commission et al. (2009)（以下、SNA マニュアル）を参照。

クロの状況をどの程度把握できているかに注目して議論する。

## II-2. 課税所得と確定申告

日本では、納税者が自らの所得を計算し、納税のための申告をしなければならない（所得税法第120条）。その申告が「確定申告」であり、提出された確定申告書の情報をまとめたものが確定申告データとなる。確定申告データでは、課税対象となる所得のみが観察できるため、データの性質を理解するには、確定申告のしくみを理解する必要がある。

所得税法では、所得の性質、稼得形態の違いによる担税力の違いを反映するため、表1に一覧したように、所得を10種類に区分している。これらの所得の受取は（一部の非課税対象を除き）課税の対象であり、一定のルールのもとで所得税が課される。原則として、税額は各種の所得を個人単位で合計した「総所得金額」をベースに決定される。租税負担の公平性を担保し、超過累進税率の適用によって所得の再分配を機

能させるためであり、所得全体に対し課税がされる。所得を合算して課税することは「総合課税制度」とよばれる。

この原則に対し、所得による担税力の差異などを理由に、他の所得と合計せずに分離して税額が計算される部分もある。所得の一部に対し、総合課税の税率と異なる税率を適用することを分離課税とよぶ。分離課税はさらに、確定申告が必要となる申告分離課税と、所得の支払者が源泉徴収をすることで課税関係が完結する源泉分離課税という類型に分けられる。申告分離課税の対象となるのは、退職所得、山林所得、配当所得の一部や譲渡所得の一部、雑所得の一部などである。一方、源泉分離課税の典型が利子所得であり、公社債等以外の利子（例えば銀行預金の利子）は、利子の支払者が行う源泉徴収で納税手続きが完了する（租税特別措置法第3条）。源泉分離課税が適用される所得は確定申告書に記載されず、確定申告データでは把握できない。

さらに、総合課税の対象となり原則申告義務

表1 所得税法上の所得の種類

所得の種類	条文	概要
利子所得	第23条	公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配
配当所得	第24条	法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、投資信託及び投資法人の金銭の分配、基金利息、投資信託及び特定受益証券発行信託の収益の分配
不動産所得	第26条	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付け（地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。）
事業所得	第27条	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）
給与所得	第28条	俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与
退職所得	第30条	退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与
山林所得	第32条	山林の伐採又は譲渡による所得（山林をその取得の日以後五年以内に伐採し又は譲渡することによる所得は、山林所得に含まれない）
譲渡所得	第33条	資産の譲渡による所得。ただし、たな卸資産の譲渡等及び山林の伐採又は譲渡による所得は含まれない。
一時所得	第34条	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。
雑所得	第35条	上記のいずれにも該当しない所得

（出所） 所得税法の条文に基づき、筆者作成。

のある所得であっても、一定の条件を満たす場合には確定申告が不要となる所得もある（所得税法第121条）。そうした制度は、給与所得、退職所得、公的年金等に係る雑所得に存在しており、例えば一定の条件を満たした給与所得者は、給与支払者（源泉徴収義務者）が年末調整をすることで税務処理が完了する。申告不要とされるのは、雇用主などが1年間の支払総額を把握しており超過累進課税の適用が可能で、源泉徴収を通じた確実な納税も期待できるからである。こうした申告不要の制度が適用される所得の多くも、確定申告データでは把握できない所得となる。

これらの所得税法上の課税と申告のしくみに応じて、所得を4つに分類したものが表2である。行方向の分類は確定申告の義務があるかどうかであり、列方向の分類は総合課税か分離課税かの分類である。ただし、所得の詳細な種類、納税者の選択、所得の全体の状況などによっては4つの分類のいずれに該当するかが確定しない部分があるため、該当する可能性がある場合にはカッコ書で複数の箇所に分類した。

大まかに言えば、左上の申告義務のある総合課税の対象所得が確定申告データの「確定申告書第一表」で把握されている分に相当し、右上

の申告分離課税の対象所得が「確定申告書第三表」で把握される分に相当する。一方、下段は確定申告データでは観察できない所得である。

確定申告データでは観察できない所得の一部は、源泉徴収義務者側などの支払い側のデータで一定の情報は入手できる。例えば、給与所得については、国税庁の統計調査である「民間給与実態統計調査」が全体としての傾向を捉えている。民間給与実態統計調査とは、統計法の基幹統計調査であり、民間の事業所における給与の実態を把握することを目的としている。調査対象は給与の支払い側の源泉徴収義務者（企業など）であり、約2万事業所に勤める30万人分が調査され、日本全体の状況を推計している。ただし雇用側の調査であり、複数の事業所に勤める場合には原理的にはダブルカウントとなるなど個人単位では観察できない。そのため、確定申告データと組み合わせるには何らかの調整が必要となる。

### II-3. 申告所得と財政所得

確定申告データの中身は、基本的に確定申告書に記載される納税のための情報である。家計調査などのミクロ統計においては、社会・経済・行政の観点で重要な情報を収集できるように調

表2 課税制度と申告義務による所得の分類

	総合課税制度	分離課税制度
申告義務あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所得</li> <li>●不動産所得</li> <li>●雑所得</li> <li>●一時所得</li> <li>●給与所得（2か所給与、2,000万円超）</li> <li>●譲渡所得（土地・建物等及び株式等以外）</li> <li>●利子所得</li> <li>●配当所得</li> </ul>	<p>【申告分離課税制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●譲渡所得（土地・建物等）</li> <li>●譲渡所得（一般口座の株式等）</li> <li>●譲渡所得（特定口座（源泉なし））</li> <li>●山林所得</li> <li>●利子所得</li> <li>●配当所得</li> </ul>
申告義務なし	<p>【年末調整制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●給与所得（年末調整済み給与）</li> </ul> <p>【確定申告不要制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●雑所得（400万円以下の年金）</li> </ul>	<p>【申告分離課税制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●譲渡所得（特定口座（源泉あり））</li> <li>●退職所得</li> </ul> <p>【源泉分離課税制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利子所得</li> <li>●配当所得</li> </ul>

（出所） 所得税法等に基づき、筆者作成。

査項目が選定される。それに対し、確定申告データでは、課税に無関係な情報は収集されない。一方で、確定申告は統計調査への回答と比較し、虚偽や無申告に対するペナルティが大きいいため、より正確かつ詳細な情報が収集されている。

確定申告書において、最も重要な所得の尺度となるのは所得税の課税基準となる「課税所得」である。課税所得とは、収入金額から必要経費および各種所得控除を差し引いて算出される。

収入金額とは、個人が一定期間内に得た全ての経済的利益を指し、所得の種類に応じてその範囲が異なる。例えば、給与所得においては源泉徴収票に記載される「支払金額」であり、事業所得では売上や役務提供による総収入額、不動産所得においては家賃などの賃貸収入が該当する。以下では、各所得の種類に応じて必要経費を差し引く前の受取額を「収入」とよぶ。

必要経費とは、所得を得るために要した支出を指し、例えば事業所得の場合は仕入費、人件費、租税公課、減価償却費などが該当する。不動産所得では固定資産税や修繕費などが必要経費に含まれる。これらの経費を差し引いた後に残るのが各所得の「所得」である。今回利用可能な確定申告書の第一表と第三表においては、収入金額と所得金額はともに記載されているが、必要経費については観察できない。

総合課税分について各種の所得の種類について所得金額を計算し合算したものは、基本的に確定申告書第一表の「所得金額等」の欄の「合計」に相当する部分で「総所得金額」とよばれる。この総所得金額から基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、医療費控除、寄附金控除などの所得控除が差し引かれたものが「課税所得」となる。申告分離課税分については、第三表の「税金の計算」欄の「課税される所得金額」として所得の種類ごとに課税所得が記載されている。

課税所得は、税務上は重要な情報であるが、より一般の所得の尺度としては必ずしも望まし

くはない。各種控除は、社会的な状況や経済環境に配慮し、担税力に応じた税負担とするために設定されており、歴史的な経緯や政治的な要因によって決まる側面がある。また、国によっても大きく異なり、国際比較の観点からも取り扱いの難しい変数となる。

そのため、税務申告のデータを用いた先行研究では、申告内容から計算でき経済学的にも一定の妥当性があると考えられる「財政所得 (Fiscal Income)」という所得概念に注目している。例えば、税務申告に基づくデータを用いた国際的な所得格差の比較プロジェクトである Distributional National Accounts (DINA) でも財政所得がベースラインとされる<sup>2)</sup>。

財政所得とは「課税されるべき所得の総額」と定義しており「各種の控除等を適用する前」の額面収入としている。控除等の適用前の所得に注目するのは、生産活動への貢献という「市場で決定する所得」の指標として望ましいからという理由に加え、国際的にも比較的均質な尺度となるからである。

上で述べた課税所得の計算方法を見ると、確定申告書第一表における「総所得金額」が「各種の控除等を適用する前」の所得の尺度になるように見える。

しかし、この「総所得金額」は財政所得としてはさまざまな点で不十分である。その理由の一つが、一部の種類の所得において収入から所得を計算する際に必要経費以外の「控除」が適用されているからである。その典型が、給与所得控除、公的年金等控除などの控除である。また、一時所得は総収入金額から収入を得るために支出した金額と特別控除額（最高 50 万円）を引いたものを 2 分の 1 にしたものが所得金額として記載される。国際的に比較可能な財政所得を計算するには、これらの控除等を適用する前の金額を使う必要がある。

ただし、こうした調整をしても「課税されるべき所得の総額」の一部しか把握できない。確

2) DINA のガイドライン World Inequality Lab (2024) の p 35 および脚注 1 を参照。

定申告書第一表における「総所得金額」は、総合課税の対象となる所得のみが合計されており、表2における左上の部分だけを把握したものである。より幅広く把握するために、ここでは分離課税の対象分も加えた<sup>3)</sup>。それでも、申告不要の所得や源泉分離課税の所得については把握できていない。その意味では、確定申告データでは財政所得が過小になっていることに注意する必要がある。

財政所得の定義は、税法上で「所得」と定義されるものをすべて含む。しかし、この定義では、経済学的には通常は所得に含まれない「譲渡所得」が含まれてしまう。譲渡所得とは土地

や株式などの資産を譲渡することによって生ずる所得であり、経済学ではキャピタルゲインとよばれる概念に相当する。経済学においては、所得とはフローの経済活動から生じると考えることが通常であるため、キャピタルゲインは所得には含まない。また、原理的には時価評価をすることでキャピタルゲインは毎年発生するはずであるが、税制上は資産を譲渡した時点で所得として認識している。

こうした点を考慮して、本稿では広義の財政所得のうち譲渡所得（総合課税分・申告分離課税分）を除いたものを「財政所得」とよぶ。

### Ⅲ. 確定申告データの人的カバレッジ

#### Ⅲ-1. 確定申告者の割合

上で見たように、日本においては所得を得ても必ずしも確定申告が必要となるわけではない。年末調整等で納税手続きが完結すれば、確定申告が不要なケースも多い。そこで、確定申告によって申告されている所得の状況がどのようなものかを見る前に、日本において確定申告がどの程度一般的にされているかを観察する。

表3は、確定申告件数について2014年から2020年までの推移を示したものである。最初の「A. 確定申告者数」によれば、確定申告の総数は2014年の2,269万人から2019年の2,354万人まで増加傾向であったが、コロナ禍の始まった2020年は2,296万人に微減している。この数は「D. 総人口」で示される各年の人口推計の6分の1に過ぎない。労働力調査によれば、同じ時期の労働力人口は6,900万人、就業者は6,400-6,700万人であり、その大部分は所得を得ていると考えられるため、確定申告

をしているのは所得を得ている中でも一部ということになる。

確定申告データに含まれる申告には、原則毎年3月までに提出され年間の所得を申告している「一般申告」以外の種類もある。例えば、年の途中で確定申告をする「準確定申告」や非居住者が退職手当を受け取った場合に提出する「退職所得の選択課税申告」などである。準確定申告とは、出国や死亡などの理由で、確定申告をすべき時期に本人が国内にいない場合に必要な申告である。一方「退職所得の選択課税申告」とは、非居住者が国内において国内源泉所得に該当する退職手当等の支払を受ける場合に、20.42%の源泉徴収が行われるが、選択により居住者として受けたものとみなした場合の税額に相当する金額で所得税を計算できるしくみである。表3によれば、こうした一般申告以外の申告はいずれも無視できる程度に少ない。

この日本における税務申告の状況は、Piketty

3) 退職所得についても、退職所得控除が適用され、2分の1の軽減措置も適用される可能性があるため、退職収入を財政所得に加えた。

(2003), Piketty and Saez (2003), Auten and Splinter (2024) などで分析対象となった米国やフランスとは2つの点で大きく異なる。第1に、税務申告をしている人の割合が大幅に低い点である。米国やフランスでは一定以上の所得があれば原則として税務申告が必要となる。すでに述べたように、日本では年末調整制度が存在しているため、税務申告が不要なケースが多く、この差の原因となる。例えば、米国では、2020年に税務申告をした世帯の割合は82%と推計されており、日本の4倍ほどになる。また、Piketty (2003) ではフランスでの確定申告者の割合を50-60%と述べている。

日本の年末調整制度に類似した制度 (Pay as You Earn: PAYE) があるイギリスでは確定申告をする人の割合が成人人口の約2割となっており、日本が必ずしも特殊なわけではない。しかし、税務申告に基づくデータのカバー範囲は税制によって大きく規定されるため、確定申告データの利用が可能になった現状でも先行研究の手法が日本で単純に応用できるわけではないことに留意が必要である。

先行研究での税務申告に基づくデータとの違いの第2は、申告をする単位である「課税単位」で

ある。日本では個人単位で確定申告するのに対し、米国の夫婦合算申告 (Married Filing Jointly) のように、多くの国では配偶者や扶養親族をまとめて「世帯単位」で申告がされる<sup>4)</sup>。そのため、配偶者や扶養親族である子供についても所得が把握されている (所得がなければ「所得ゼロ」と認識できる) ことになる。このことによって、経済全体での所得の状況がより把握しやすいのである。

日本では確定申告はすべて個人単位であり、申告すべき所得があれば配偶者や子供が別途個人として申告することになるが、所得のない親族については扶養控除の適用状況から所得が扶養控除対象の水準以下となる人数をカウントすることができる。扶養控除とは、所得税法上の控除対象扶養親族となる人がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられる制度であり、控除対象となる親族の所得が一定額以下であることが条件となる<sup>5)</sup>。また、15歳以下の親族等は扶養控除制度が適用されないため、15歳以下の人口も加えて「所得が一定額以下である個人」の人口を計測することができる。

今回利用している確定申告データでは、扶養控除の適用人数は利用できない。しかし、扶養控除は年齢や続柄で異なるものの、一人当たり

表3 確定申告者と人口の推移 (単位: 千人)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
A. 確定申告者数	22,688	22,837	23,007	23,254	23,398	23,538	22,959
うち準確定申告 (出国)	4	4	3	4	4	4	3
うち準確定申告 (死亡)	155	154	152	151	152	148	145
うち退職所得の選択課税申告	57	51	51	52	59	76	86
B. 申告者の扶養者数	5,654	5,483	5,161	5,023	4,879	4,716	4,510
C. 15歳未満の推計人口	16,233	15,945	15,780	15,592	15,414	15,210	15,031
D. 総人口	127,083	127,095	126,933	126,706	126,443	126,167	126,146
E. 確定申告のカバレッジ (= (A+B+C)/D)	35.1%	34.8%	34.6%	34.6%	34.6%	34.4%	33.7%

(出所) A および B は確定申告データより筆者作成。C および D は、総務省統計局「人口推計」年次データ。

4) 厳密には、課税単位と世帯という概念は別のものであるが、Piketty (2003), Piketty and Saez (2003), Piketty, Saez, and Zucman (2018), Auten and Splinter (2024) など一連の先行研究では単純化として課税単位 (tax unit) のことを世帯 (household) とよんでいる。

5) 扶養控除の対象となるには、年間の合計所得金額が48万円以下 (2019年分以前は38万円以下) であることが条件となる。

の金額は決まっているため、合計の控除金額から被扶養者数が推計できる。その結果を示したのが、表3の「B. 申告者の扶養者数」の行であり、平均するとおおむね500万人となっている。データ期間である2014年以降では、世帯人員の縮小傾向や女性の就業率の向上などの影響で、被扶養者の人数は減少傾向にある。また、人口推計で把握されている15歳以下の人口も「C. 15歳未満の推計人口」として示しており、こちらは1,500万人から1,600万人となっている。

被扶養者および15歳以下の人口を「所得が一定額以下である個人」としてカウントすると、確定申告をしている本人と合計で、データで所得が把握できる範囲は4,400万人程度、「D. 総人口」に占める割合にして35%程度の個人の所得の状況が把握できることになる。逆に、確定申告データでは総人口の2/3の所得は観察できないということである。人数の観点からは、米国やフランスなど先行研究で対象とされた国

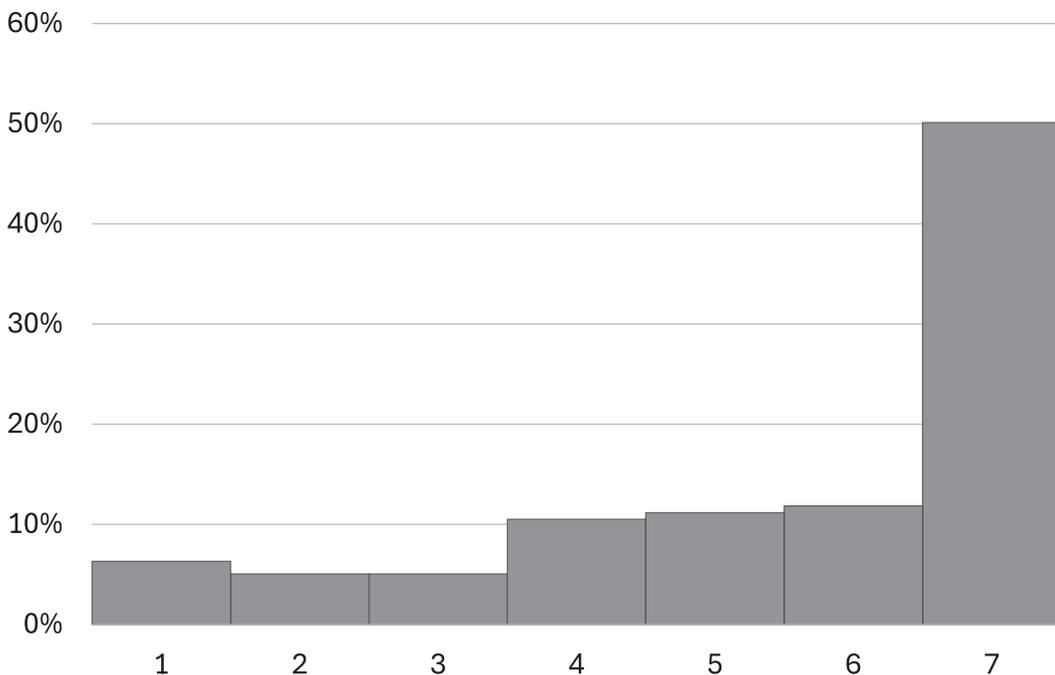
と異なり、一国全体の所得の状況を把握するのは難しいデータなのである。

ただし、単年で確定申告をしている人の割合が総人口の15%であるとして、これは必ずしも85%の人口が確定申告データで観察できないことは意味しない。例えば、毎年確定申告をする人が異なっており、7年分のデータをプールすればほぼ全人口が少なくとも1回は確定申告をしている可能性もある。

この可能性を考慮するため、2014年から2020年の7年分のうち各個人が何回確定申告をしているかをカウントしたのが図1である。確定申告データにおいて、申告書のレコードは申告者単位でユニークな識別子がついており、経年で紐付けをすることができる。このパネル構造を使い、7年間のうちの申告回数をカウントしてヒストグラムとしたものである。

ここでは、データの中央年である2017年に申告をした2,325万人のうちの内訳人数を比率

図1 確定申告回数の分布



(出所) 確定申告データより筆者計算。2017年分の申告者についての分布。

で示している。この結果によれば、7年分全てで申告をしたのが約半数となっており、4年分、5年分、6年分がそれぞれ10%である。つまり、確定申告をする人はほぼ毎年のように申告をしている一方で、1年分のみ申告をするような人は7%程度と少数派である。

この傾向は、確定申告をする人はほぼ毎年同一であり、確定申告をする人としていない人はいわば分断されており、人口の大部分は確定申告をする機会がほとんどないことを意味する。すなわち、ミクロレベルの確定申告データが蓄積されても、全人口がどこかの時点で1度は確定申告データに現れるという状況ではなく、人口の10%程度の人が繰り返し把握されるのである。

このことは、所得データとしての確定申告データは、全人口をカバーする包括的なデータとしてではなく、同一個人のパネルデータとして活用することが強みになることを示唆する。ただし、所得のパネルデータとして活用するにも、母集団である日本の総人口のどのような部分を補足しているのかを明確にする必要がある。

### Ⅲ-2. 確定申告者の属性

ここまで、確定申告データは、人口の10%程度の人の所得のパネルデータとしてみなすことが適切であることを見た。しかし、確定申告をするかどうかは所得の状況や年末調整等の制度的な要因によって決まっており、無作為抽出がされる統計調査とは異なり、データに含まれる個人は偏りのある集団であり日本全体に対する代表性はない。ここでは確定申告データに含まれるのがどのような属性を持つ集団であるかを見ることで、所得データとしての確定申告データを評価する。

図2は確定申告者の性別と年齢ごとの人数をプロットしたものである。ここでは図1と同じく2017年の申告者のデータを使っている。年齢については、確定申告書に記載された情報の

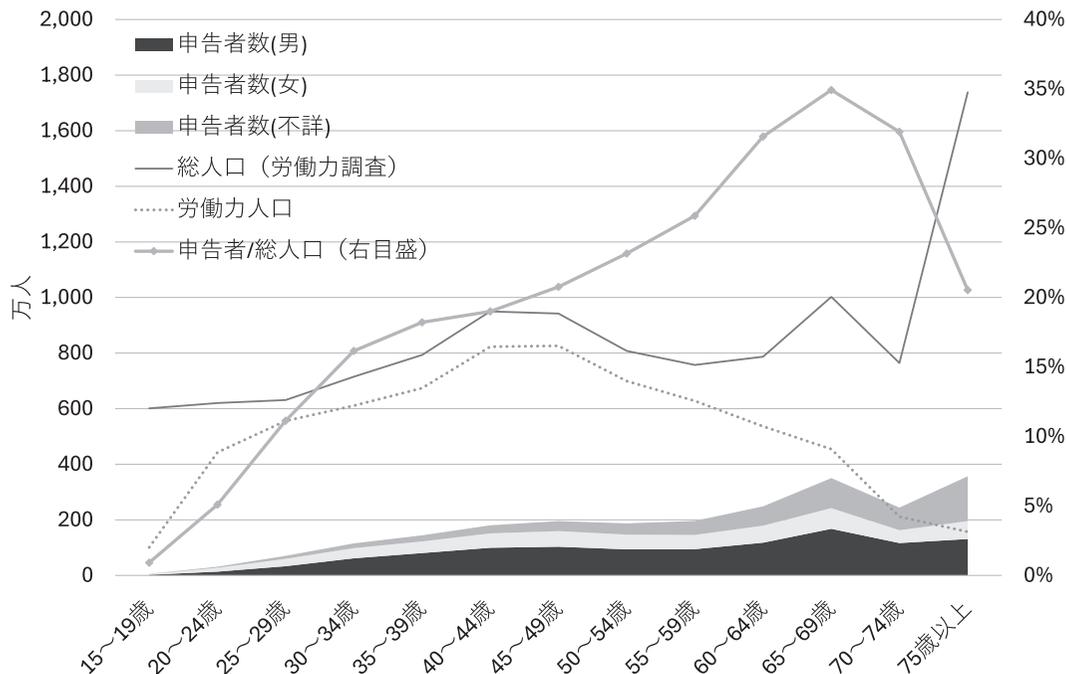
うち、生年月月を使って計算をしているが、ほぼ完全に記入されており不詳は存在しない。一方、性別については、2019年分まで確定申告書に記入欄があり把握可能な属性のはずであるが、約3割の申告者が未記入などの要因によって不詳となっている<sup>6)</sup>。所得は性別によって大きく異なることが知られており、性別の不詳が多いことは（現在は記入されなくなったことは）確定申告データの大きな課題となる。

年齢別に見ると、65歳以上の高齢者の申告者のシェアが大きい。図2には労働力調査の総人口も示しており、少子化の進む日本においては年齢が高いほど人口が多いことが確認できる。しかし、総人口における年齢による差はそれほど大きくなく、高齢者の割合は総人口よりも高い。人口動態を考慮して比較するために、年齢別人口に占める申告者の割合も示しているが、それによれば65-69歳が最も高く申告者の割合は35%近くに達している。個人にとって所得の主たる源泉は労働と考えられるにもかかわらず、確定申告をしているのは労働力人口がピークとなる50歳代以降である。その意味では、確定申告データは労働所得に関するデータとしてではなく、むしろ高齢者の所得の動向を把握するデータと見ることが適切である。

性別の年齢別分布について見ると、性別が分かる中では男性の比率はほぼ一定となっている。全年齢での（性別不詳を除く）男性の割合は66%である。日本においては男性世帯主が約8割（二人以上の世帯に限定すれば9割）程度であることを考慮すると、世帯主以外の確定申告者も無視できない程度存在することになる。確定申告者同士が同一世帯にいる可能性があれば、確定申告者個人の所得分布を世帯の所得分布とみなすなどの解釈は難しくなる。さらに、性別不詳の割合は、年齢別でシェアの高くなる高齢層になるほど高く、高齢層において申告者が世帯主であるかを判別することはさらに

6) 2020年分から寡夫控除・特別の寡婦控除の廃止とひとり親控除の創設に伴い、確定申告書における性別の記載が廃止され、男女の区別はつかなくなっている。

図2 確定申告者の性別と年齢



(出所) 確定申告データより筆者計算。ただし、総人口・労働力人口については、総務省統計局・労働力調査から引用。2017年分の申告者についての分布。

難しい。こうしたことから、確定申告データを世帯ベースの統計調査に基づくデータ（家計調査や全国家計構造調査など）と接合することは容易ではない。

確定申告データにおいて利用可能な個人の属性として、年齢・性別に加えて「職業」がある<sup>7)</sup>。職業欄に記入される職業とは、主として自営業者の業種であり、自由記入ではあるが一定の分類はされている。しかし、統計調査で使われている標準職業分類などとは異なる分類体系となっており、また職種（例えば、大学教授）と雇用形態（公務員・会社員）のように排反となっていない分類が多い。業種としての情報は一定程度あるものの、包括的な情報として利用するのは困難である。

そこで、ここでは職業の代理として、主たる

所得の源泉による「所得者区分」という概念で申告者を分類することを考える。所得の源泉で確定申告者を分類するという方法は、すでに国税庁の「申告所得税標本調査」でも使われている。その分類の方法を示すのが表4のパネル(a)である。申告された所得の割合をみて、事業所得の金額が過半を占めるような申告者を「事業所得者」（おおむね自営業者に相当）として、その他申告者をさらに「不動産所得者」「給与所得者」「雑所得者」とその他に区分するものである。ただし、申告所得税標本調査では「申告納税額がある者」だけを対象としており、所得があっても申告納税額のない者（例えば、還付申告書を提出した者等）は対象外となる。

ここでは、この手法を拡大して全確定申告者を分類するため、申告所得税標本調査の分類を

7) 確定申告書には氏名・住所・電話番号など個人情報の記入欄があるが、プライバシーに影響する内容について、提供される確定申告データには含まれていない。

表4 主たる所得の源泉による所得者区分

(a) 申告所得税標本調査における分類		
事業所得者	各種所得の金額のうち事業所得の金額が他の各種所得の金額の合計額より大きい者	
その他所得者	その他所得を有する者で、事業所得者以外の者	
	不動産所得者	いずれよりも不動産所得の金額の方が大きい者
	給与所得者	いずれよりも給与所得の金額の方が大きい者
	雑所得者	いずれよりも雑所得の金額の方が大きい者
	他の区分に該当しない所得者	その他所得者のうち、不動産所得者、給与所得者、雑所得者以外の者
(b) 財政所得に基づく独自分類		
事業所得者	財政所得のうち事業等所得の金額が占める割合が半分より大きい者	
不動産所得者	事業所得者以外で下記の各源泉で不動産所得が最も大きい者	
資本家	事業所得者以外で下記の各源泉で利子・配当収入が最も大きい者	
給与所得者	事業所得者以外で下記の各源泉で給与収入が最も大きい者	
年金所得者	事業所得者以外で下記の各源泉で公的年金等に係る収入が最も大きい者	
その他の雑所得者	事業所得者以外でその他の雑所得（公的年金等に係る所得を除く雑所得）が最も大きい者	
その他	その他の者（財政所得がゼロ以下を含む）	

財政所得の源泉と確定申告書の項目の対応：

- ・ 事業等所得＝営業等所得＋農業所得＋山林所得
- ・ 不動産所得＝不動産所得
- ・ 利子・配当収入＝利子収入＋配当収入＋上場株式等の配当等収入
- ・ 給与収入＝給与収入＋退職収入
- ・ 公的年金等に係る雑収入＝公的年金等に係る雑収入
- ・ その他の雑所得＝雑所得－公的年金等に係る雑所得

(出所) パネル (a) は申告所得税標本調査による定義、パネル (b) は筆者作成。

参考にしつつパネル (b) に示した独自の基準で分類をした。合計所得に占める源泉ごとの所得の割合で分類する点では申告所得税標本調査と同じであるが、1) 合計所得や源泉ごとの所得の定義、2) 分類の詳細さ、の2点で異なる。

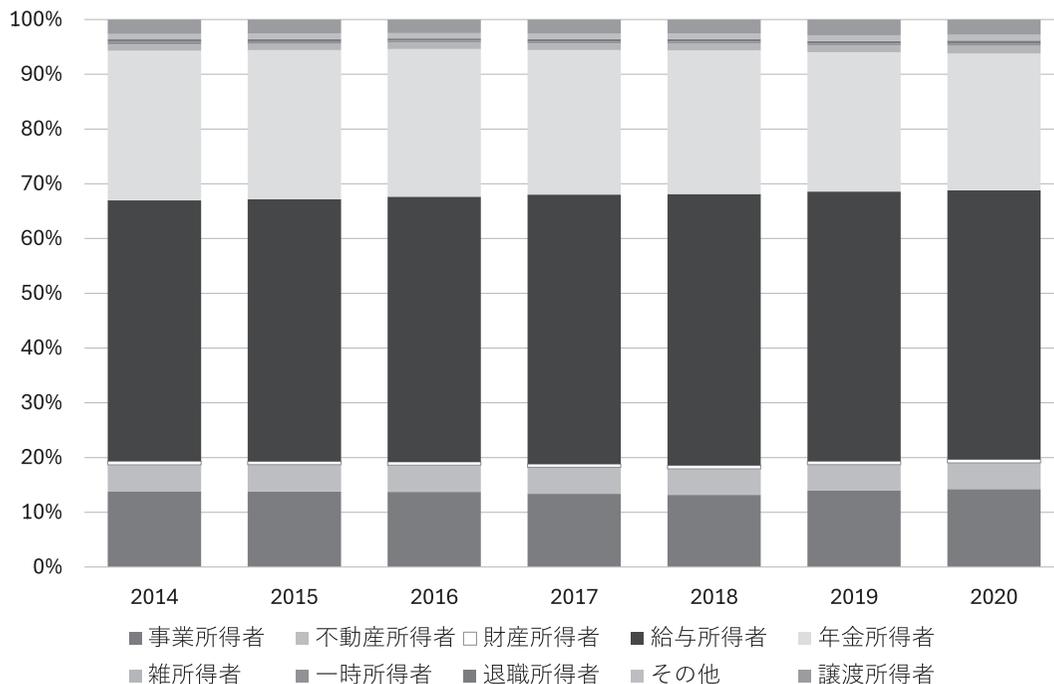
所得については、各種控除前の収入金額をベースにした「財政所得」の概念を使った。すなわち、1) 総合課税の対象となる「合計所得金額」に加え源泉分離課税分の所得も合計し、2) 給与と公的年金等については給与所得控除・公的年金等控除を控除する前の「収入」を使い、3) 譲渡所得については総合課税分も分離課税分も除外している。その上で、申告所得税標本調査の分類を詳細化し、利子・配当所得が最も大きなシェアを占める「資本家」や公的年金収入が主となる「年金所得者」を追加している。

この基準で確定申告者を分類し、年ごとに示

した結果が図3である。最も大きなシェアを占めるのが給与所得者であり申告者の約50%、1,100万人程度となっている。次に大きいのが、年金所得者であり30%近く、600万人程度となっている。続いて、事業所得者が約15%で320万人程度、不動産所得者が5%の110万人程度となる。ほとんどの申告者はこの4類型だけで分類されており、結局は申告所得税標本調査の4類型と実質的に同じ分類である。

労働力調査によれば、2014年から2020年にかけて「雇用者」は5,500万人から6,000万人程度で推移しており、国税庁の民間給与実態調査における給与の支払い対象となった「給与所得者数」もほぼ同じ水準である。ここで推計された給与所得者は、給与を主たる収入源としている人であり、やや狭い定義であるが、単純に比較するとすれば雇用者の20%弱が確定申告

図3 所得者区分の割合



（出所） 確定申告データより筆者計算。ただし、総人口・労働力人口については、総務省統計局・労働力調査から引用。

をしていることになる。同様に、厚生労働省の公表する「厚生年金保険・国民年金事業の概況」によれば公的年金の受給者は全体として4,000万人前後で推移しているのに対し、ここでの年金所得者は約600万人（わずかに減少傾向で2020年は560万人）で、年金受給者のうち確定申告をしているのは15%程度となる。給与や公的年金だけが収入源であれば、多くの場合年末調整等により確定申告は不要となることを考慮すれば、確定申告者の割合が20%前後に限定されるのは自然である。

それに対し、確定申告を行う場合が多い事業所得を主たる収入源とする人は確定申告をする比率が相対的に高くなるはずである。労働力調

査によれば「自営業主」の人口は2014年で556万人、2020年で526万人となっている<sup>8)</sup>。それに対し、ここでの所得者区分での「自営業者」とは事業所得者と不動産所得者の合計と考えれば430-440万人となる。すなわち、（不動産所得を含む）広義の事業所得を主たる収入源とする「自営業者」の8割程度が確定申告をしている計算になる。ただし、自営業者のうち確定申告を要しないケースでは、事業が赤字であるため確定申告が不要であるケースを含んでおり、確定申告をしている自営業者とそれ以外では性質が大きく異なる可能性はある<sup>9)</sup>。

こうした所得者区分は、年齢によっても大きく異なる。図4は、2017年の確定申告データ

8) 不動産所得者は必ずしもアパート経営など事業として得られた収入とは限らないため、ここでの自営業者の数値は実際の数の上限と考えるべきである。

9) ここでは「事業等所得」が主たる収入源である人を対象としているが、より広く（事業所得ではなく）「事業収入」が正の人を見ると590万人となっている。ただし、この人数のうちには節税のために赤字を前提に事業所得を申告するケースも含まれており、すべてを自営業者と考えるのは適切ではない。

を用いて、年齢別の所得者区分ごとの割合を示したものである。申告者の半数を占める給与所得者は、大部分が65歳未満であり、若年層では7割を占めている。逆に、年金所得者は大部分が65歳以上であり、70歳以上では7割を占めている。多くの企業で65歳定年制を採用していることや、年金の支給開始年齢が65歳であることなどから、この分布は自然である。また、事業所得者の割合が50歳前後をピークとした山型になることもよく知られており、労働力調査などと整合的である。

不動産所得者の割合が高齢になるほど高くなる点についても、顕著な特徴となっている。不動産所得を得るには一定の不動産を所有することが必要で、高齢者ほど資産が多いことはよく知られており、この観察自体は当然の帰結に見える。Piketty (2003)やPiketty and Saez (2013)などでは、格差の拡大に不動産所得が果たした役割が大きいと指摘されてきたが、日本ではそ

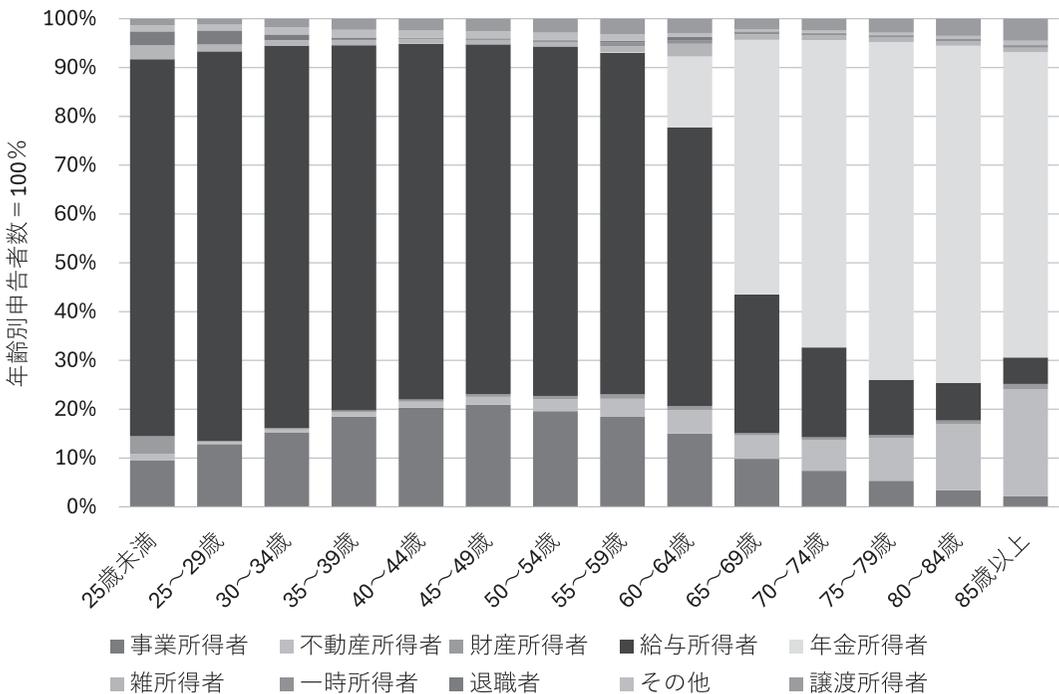
れほど大きな影響がないように見える。

### Ⅲ-3. 確定申告をする理由

ここまで、人口との比で20%程度しか確定申告をしていないことを示し、確定申告者の属性も示した。ここでは、さらに確定申告の申身から、申告者がどのような理由で確定申告をしているかを観察し、確定申告データの所得のデータとしての性質を明らかにする。すでに見てきたように、確定申告が必要であるかどうかは所得税法の下で決まっている。そのため、所得の種類や各種所得控除・税額控除の申告状況が観察できれば、なぜ申告をしているのか推測することができる。

表5は、確定申告書の記入状況をまとめたものである。例えば、全申告者(a列)のうち「給与収入あり」の人は61%となっている<sup>10)</sup>。図3で見たように、給与所得者(給与所得が最大の収入源になっている申告者)は50%程度であっ

図4 年齢別の所得者区分



(出所) 確定申告データより筆者計算。2017年分の申告者についての分布。

だが、それ以外に10%程度の申告者が給与所得を申告していることが分かる。上で確定申告をしているのは労働力調査における「雇用者」の20%程度としていたが、給与収入が主たる収入源ではない人を含めてもそれほど大きな変化はないことが分かる。

所得の種類で言えば、事業所得や不動産所得などは確定申告を行う場合が多い。申告者全体で見れば、それぞれ19%、14%と事業所得者・不動産所得者の割合と大きな違いはない。事業所得・不動産所得の両方を得ているのはそれほどいないため、自営業者だから確定申告をしているという人は全体の3割程度ということになる。また、給与所得者のうち事業所得があるものは4%に限られるなど、複数の所得の種類を

得ている人がそれほど多くない。

給与所得者（d列）に注目すれば、（給与所得者のうち）「20万円以上副収入あり」は23%であり、確定申告が必要となる2,000万円を超える給与収入を得ているのは3%にすぎない。2か所以上から給与収入を受けている可能性は否定できないが、申告されている所得の状況だけでは確定申告をすべき状態である理由は明らかではない<sup>11)</sup>。

年金所得者（e列）では、副収入を得ている人の割合は若干高く33%、確定申告が必要な400万円を超える年金収入がある人の割合も6%となる。すでに見たように、高齢者では不動産所得者も多く一定の不動産収入を得ている層が多いことが分かっている。その意味では、

表5 確定申告の項目ごとの該当者の割合

	全申告者 (a)	事業所得者 (b)	不動産所得者 (c)	給与所得者 (d)	年金所得者 (e)
事業所得あり	19%	100%	6%	4%	9%
不動産所得あり	14%	3%	100%	10%	13%
財産所得あり	8%	3%	10%	6%	9%
給与収入あり	61%	14%	28%	100%	29%
うち20万円以上副収入あり	-	-	-	23%	-
うち給与が2,000万円以上	1%	0%	0%	3%	0%
公的年金収入あり	27%	12%	43%	10%	100%
うち20万円以上副収入あり	-	-	-	-	33%
公的年金が400万円以上	2%	0%	0%	0%	6%
その他の雑所得あり	17%	7%	21%	11%	31%
人的控除あり	11%	9%	29%	8%	16%
医療費控除あり	33%	19%	42%	34%	42%
寄付金控除あり	10%	6%	9%	14%	5%
住宅関連控除あり	8%	7%	2%	14%	1%
政治献金税額控除あり	2%	1%	3%	2%	2%

(注) 2014-2020年分の全申告をプールして計算。人的控除とは、配偶者控除・扶養者控除の合計額。住宅関連控除とは、住宅借入金等特別控除と住宅耐震改修特別控除等の合計額。副収入とは、当該所得以外の種類の所得のこと。

(出所) 確定申告データから筆者計算。

10) 確定申告書において、給与所得を申告しているにもかかわらず給与収入が記入されてない(ゼロである)ケースが存在する。ここでは、給与所得が正である場合には、給与所得控除のルールから逆算した給与収入を補完した。ただし、補完をしたケースは各年2万8千人程度であり、結果には大きな影響はない。

11) 今回利用した確定申告データでは、給与収入は合計のみ観察可能であり、何か所から受け取っているかは観察できない。

給与所得者に比べれば確定申告が必要な状況になっているように見えるが、依然として6割以上は所得の状況だけでは確定申告が必要な理由は明らかではない。

確定申告をしている人の大部分（7割程度）は確定申告の必要性が低そうな給与所得者・年金所得者であったが、申告内容を見る限り申告が必要になった理由は所得の状況ではないことが示唆される。確定申告が必要かどうかは、所得の状況だけではなく、各種控除の適用にもよって変化する。課税対象となるのは所得の合計から各種所得控除を引いた額に対してであり、計算された税額には税額控除が適用となる。こうした控除の多くは、確定申告をすることで適用される。典型的なものが、医療費控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除などである。

医療費控除とは「自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるとき」に適用される所得控除であり、所得の源泉によらず、必ず確定申告が必要となる。表5によれば、全申告者の33%、給与所得者の34%、年金所得者の42%が正の申告をしている。つまり、少なくとも給与所得者の3割、年金所得者の4割は医療費控除の適用のために確定申告をする必要がある人たちである。

また、住宅借入金等特別控除など住宅関連の税額控除の適用を受けている人の割合も、全申

告者で8%、給与所得者では14%いる。住宅借入金等特別控除とは、いわゆる住宅ローン控除であり、住宅を購入・新築・増改築等し、居住した場合に、借り入れた住宅ローン残高に応じた金額を税額から控除できる制度である。住宅借入金等特別控除の適用を受ける際、初回の年分は確定申告が必要である<sup>12)</sup>。少なくとも給与所得者では、住宅関連の税額控除を受けることが確定申告をする無視できない1つの理由なのである。

こうした結果から、確定申告をしているのは控除の適用を目的に申告をしているケースがかなりの程度を占めていることが示唆される。実際の課税の状況を見ると、この見方はサポートされる。確定申告では、申告の内容に応じて「申告納税あり」「還付金あり」（どちらもなし）のパターンがある。源泉徴収などでは納税額が不足し追加で納税をするのが「申告納税」のケースであり、すでに納税済みの源泉徴収などの還付を受けるのが「還付金あり」のケースである。実際の申告書のうち「還付金あり」となるのは約6割であり、さらに給与所得者・年金所得者に限定すれば約7割となる。還付金の発生原因は所得控除・税額控除によるものとは断言できないが、確定申告をする給与所得者や年金所得者の多くは、医療費が多額にかかった者や住宅ローンを新たに借り入れた者など特殊な状況にある可能性が高いことが示唆される。

## IV. 確定申告データの所得のカバレッジ

### IV-1. 国民所得と財政所得

ここまで確定申告データに含まれるのがどのような個人であるかを確認してきたが、人数をベースとすれば総人口のうちカバーできる範囲

は大きくないことが分かった。また、統計調査と異なり、データに含まれる個人は一定の偏りを持つことも明らかになった。ただし、こうした点だけで日本全体に関する所得データとして

12) 給与所得者であれば2年目以降は年末調整において控除の適用が可能である。

活用できないとは限らない。データに含まれる個人が高所得者などに偏ることで、金額ベースでは大きな範囲をカバーする可能性がある。そこで、この節では日本全体の所得金額に占める確定申告データのカバー範囲を明らかにする。

日本全体の所得におけるカバー範囲を明らかにするには、まず分母となる「全体の所得」の指標が必要となる。ここでは、日本全体の経済活動を包括的・網羅的に把握しているマクロ統計である国民経済計算（SNA）における「国民所得」に注目する。さらに、ここでの確定申告データの対象となる個人の所得を限定するため、制度部門としての「家計」の受取に注目する。

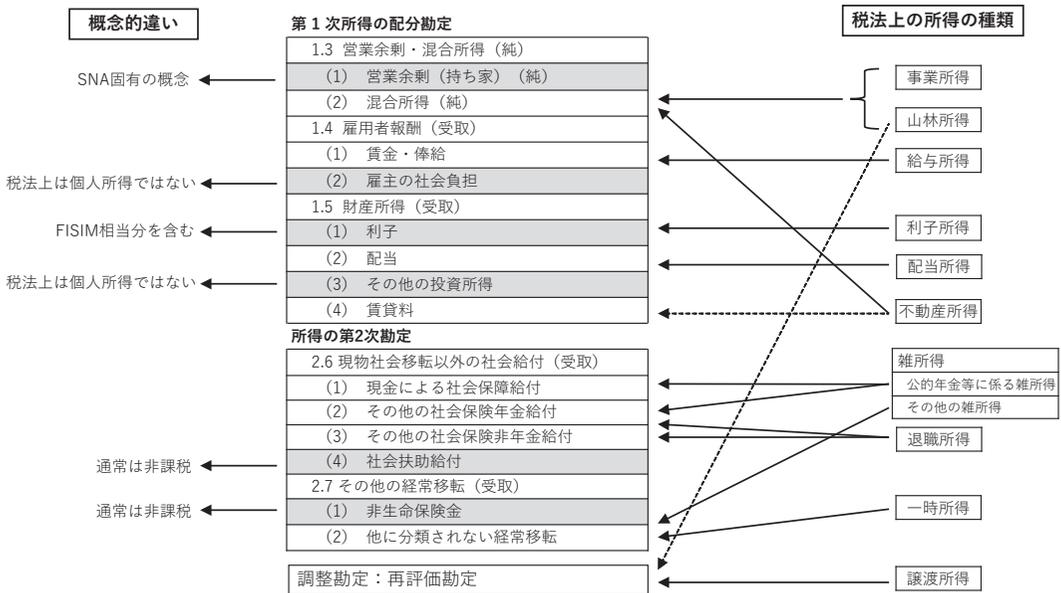
法人組織の受け取る経済的価値も最終的には個人の所得となるはずであり、日本全体の所得データという観点では把握すべきものではあるが、組織内に留保された所得は個人の税務申告の対象とはならないため、確定申告データでは観察されないことは自明であり、個人の所得に限定することで確定申告データと同じ基準での所得の比較ができる。

所得支出勘定は所得が発生する段階から支出するまでを段階的に把握しており、それを反映してサブ勘定に分かれており、制度部門の経済活動を描写している。ここでは、第1次所得の配分勘定と所得の第2次分配勘定というサブ勘定で把握される「受取」を家計の所得の全体とみなす。第1次所得の配分勘定では「生産過程への関与または生産目的のために必要資産の所有の結果として」分配される所得が記録され、所得の第2次分配勘定では税や社会保険制度などによる移転を通じた再分配の状況が記録される。

図5では、所得支出勘定で把握される項目を示し、確定申告データとの対応関係をまとめている。SNAでは経済学的に所得と考えられるものは網羅的に把握しており、確定申告データには含まれない部分がある。そこで、まず2つのデータにおける所得の範囲を確認する。

税法上の所得にならないSNAにおける個人所得の典型例が、自己所有の住宅からの便益を捉えた帰属家賃の受取である。SNAでは第1次所得の配分勘定の「1.3 営業余剰・混合所得」

図5 所得の種類SNAとの対応関係



（出所） SNA マニュアル等に基づき、筆者作成。

のうちの「(1) 営業余剰 (持ち家)」として把握されている。自宅を所有することの経済的見返りであり、資本の保有に対するリターンと見なすことができ、財産所得の一種である。経済学的には所得であることは間違いないが、あくまで家賃の受払を擬制したものであり、確定申告データには当然含まれない。また、SNA においては、利子の受払に「間接的に計測される金融仲介サービス (Financial Intermediation Services Indirectly Measured: FISIM)」の調整がされている<sup>13)</sup>。所得支出勘定の財産所得 (受取) のうち「利子」では、実際には資金の移動のない FISIM が含まれた金額が計上されている。確定申告データには含まれない要素であり、ここでの比較では FISIM 調整前の金額を使う。

SNA との違いは、SNA で仮想的に計上されている項目だけでなく、取引の仕訳の違いでも発生する。その代表が、いわゆる事業主負担の社会保険料である。被雇用者の社会保険料は労使折半が原則となっており、家計が支払う社会保険料と同額が雇主から支払われている。しかし、その金額は給与明細には記載されず、税法上も個人の所得としては計算していない。一方で、SNA では「1.4 雇用者報酬 (受取)」のうちの「(2) 雇主の社会負担」として家計部門の受取として記録される。経済学的に考えれば個人の支払うべき保険料を立て替えているような制度であり、SNA の取り扱いが適切と言えるが、データ間の比較のために、ここでは除外して計算する。

家計から受託された資産を金融機関などが運用することで発生する財産所得である「1.5 財産所得」のうちの「(3) その他の投資所得」も比較の対象から除外している。税法上は実際に満期金などとして支払われた時点で所得として認識されるため、計上のタイミングが異なる項目と見ることもできる。

さらに、項目が全体として非課税であるため確定申告データでは観察できないような項目もある。具体的には、「2.6 現物社会移転以外の社会給付 (受取)」の「(3) その他の社会保険非年金給付」「(4) 社会扶助給付」および「2.7 その他の経常移転 (受取)」の「(1) 非生命保険金」である。その他の社会保険非年金給付とは、出産手当金や育児休業給付など年金以外の社会保険からの給付、社会扶助給付とはいわゆる生活保護、非生命保険金とは火災保険・自動車保険などの保険事故に対して支払われる保険金である。こうした所得は非課税であるため、定義により確定申告データには計上されない。

確定申告データを一国全体の経済活動をカバーする所得データとして活用するには、これらの「確定申告データでは観察できない所得」も補完して観察できることが望ましい。しかし、ミクロレベルで補完する手法は DINA プロジェクトなどの国際的な取り組みでも確立しているとは言えず、依然として議論が多い (Auten and Splinter, 2024)。その意味では、まずは確定申告データが金額として SNA の国民所得をどの程度カバーできているかを検証することが優先すべき課題である。

上で議論したように、本稿では、税法上の所得のうち資産価格の変動によるキャピタルゲインに相当する「譲渡所得」を含まないで財政所得を定義している。このキャピタルゲインの取り扱いは SNA における国民所得での扱いと一致している。SNA では、キャピタルゲインはストック編の期末貸借対照表の「調整勘定」において記録され、生産への対価や他の制度部門からの移転のみで構成される所得とは別に扱われる。

データのカバー範囲を比較するという観点では、両データにキャピタルゲインを加えたベースで比較することも論理的には可能である。しかし、SNA では資産価値を時価評価し未実現

13) FISIM については、[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h21/pdf/fisim.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h21/pdf/fisim.pdf) を参照。

でも発生時点で計上するのに対し、税務上の譲渡所得は実現した時点で申告されるため、計上するタイミングが異なるなど基準を統一することは困難である。そのため、ここではキャピタルゲインは除外したベースでの比較をする。

確定申告データとSNAを比較する際には、総額だけではなく所得の項目別の比較ができることが望ましい。異なる目的で作られているため、所得の分類方法は異なり直接比較することは困難であるが、一定の対応ができる項目もある。図5の右側では確定申告の項目がSNAの各項目とどのように対応しているかを図示している。

まず、確定申告書における「事業所得」については、おおむねSNAの「混合所得（純）」に含まれる。混合所得とは、自営業者などが事業から得る所得であり、労働への対価と資本への対価を切り分けることが難しく「混合」しているためこのような名称となっている。事業所得はすべて混合所得に含まれると考えられる一方、混合所得には税法上の「事業所得」以外に山林所得の一部も含まれる可能性がある。

所得税法という山林所得とは、山林を伐採して得た木材の売却収入や山林の譲渡などによる所得を指す。事業所得と類似した側面と、譲渡所得に相当する部分を含む所得の種類である。SNAでは、この2つの側面は明確に区別され、個人が山林を保有し自ら育成・伐採した木材を販売して収入を得た部分（からコストを控除した残り）は混合所得となり、山林を売却した場合は非金融資産の売買として資本取引に区分され所得にはならない。ここでは、譲渡所得相当の分は過大になるが、山林所得も混合所得の一部とみなす。

確定申告書における「給与所得」「利子所得」「配当所得」については、概念的には取り扱いが容易であり、原則として対応する項目が存在する。給与所得は賃金・俸給に含まれる。上で

述べた雇用主が負担する社会保険料も雇用者報酬に含まれるが、別途「雇主の社会負担」として計上されているため分離できる。財産所得についても、利子は「利子所得」に配当は「配当所得」に対応する。

注意が必要なのは、税法上の種類での「不動産所得」と「退職所得」の扱いである。不動産所得とは、土地・建物などの不動産の貸付けによる所得である。一方で、SNAでは家賃等の収入は原則として「住宅賃貸業」などの事業として混合所得とされる。ただし、借地に対する賃貸料である地代は財産所得のうちの賃貸料に分類される<sup>14)</sup>。不動産所得から地代だけを排除することは難しいことから、ここではSNAでは混合所得に賃貸料を加え、確定申告データでは不動産所得を事業所得と同様に混合所得に該当するものとみなして比較する。

退職所得については、税務上は「退職により勤務先から受ける退職手当などの所得をいい、社会保険制度などにより退職に起因して支給される一時金、確定拠出年金法に規定する企業型年金規約または個人型年金規約に基づいて老齢給付金として支給される一時金」などとされている。一方で、SNAでの退職一時金は支払の財源によって異なる扱いがされる。いずれも「現物社会移転以外の社会給付」になるが、無基金で発生主義により記録しない退職一時金は「その他の社会保険非年金給付」、企業が退職給付会計などにおける積み立てで支払う場合は「その他の社会保険年金給付」となる。

ただし、「その他の社会保険年金給付」とは企業年金などの社会保険に基づくが任意加入の年金も含まれるため、退職一時金だけを切り出すことはできない。逆に、税法上は確定給付型や確定拠出型の企業年金は、国民年金・厚生年金などのいわゆる公的年金とともに「公的年金等に係る雑所得」に分類される。さらに、公的年金は現物社会移転以外の社会給付のうちの

14) SNAの賃貸料には、税務上は雑所得として扱われる「著作権使用料」が含まれているが、ここでは調整できていない。

「現金による社会保障給付」に相当するという構造になっている。結局、確定申告データにおける「公的年金等に係る雑所得」と「退職所得」は、SNAの「現物社会移転以外の社会給付」のいずれかのサブ項目に含まれる。

上記以外の税法上の所得の種類として、（公的年金等に係る雑所得以外の）雑所得・一時所得が存在する。これらは、さまざまな要因による受取を含むため、SNAとの対応関係を考えることは困難である。

#### Ⅳ-2. 確定申告データにおける所得

確定申告データとSNAを用いて、前節で対応づけた各項目の実際の金額を計算したものが表6である。ここでは、2014暦年から2020暦年の7年間の平均を計算している。総額を見ると、SNAにおける家計部門の所得支出勘定のうち第1次所得の配分勘定・所得の第2次配分勘定における受取を単純に合計した「家計所得」は431兆円となっている。それに対し、確定申告データの財政所得（譲渡所得を含む）を合計したものは112兆円となっている。そのうち、

表6 確定申告データとSNAでの所得金額（2014-2020暦年の平均）

SNAの制度部門別所得支出勘定での分類		確定申告データ	金額（兆円）		備考
			SNA	確定申告データ	
1.3 営業余剰・混合所得（純）	(1) 営業余剰(持ち家)（純）		22		帰属計算
	(2) 混合所得(純)	事業所得 山林所得 不動産所得	16	16	
1.4 雇用者報酬（受取）	(1) 賃金・俸給	給与収入	231	67	
	(2) 雇主の社会負担		41		非個人所得
1.5 財産所得（受取）	(1) 利子	利子所得	4	0	FISIM調整前
	(2) 配当	配当収入 上場株式等配当収入	8	2	
	(3) その他の投資所得		11		非個人所得
	(4) 賃貸料				1.3(2)と合算
2.6 現物社会移転以外の社会給付（受取）	(1) 現金による社会保障給付	公的年金等に係る雑収入 退職収入	71	19	
	(2) その他の社会保険年金給付				
	(3) その他の社会保険非年金給付				
	(4) 社会扶助給付		8		非課税
2.7 その他の経常移転（受取）	(1) 非生命保険金		3		非課税
	(2) 他に分類されない経常移転		15		
SNAでの分類不能		雑所得（公的年金等以外） 一時収入		2	
SNAでは所得とならないキャピタルゲイン		譲渡所得		7	
合計			431	112	
財政所得相当（譲渡所得は含まず、分類不能を含む）			345	106	
帰属家賃・FISIM・非課税所得・非個人所得の合計（備考欄参照）			86		

（出所） 国民経済計算・年次推計および確定申告データより筆者計算。

SNAにおける帰属家賃等やFISIMなどの固有項目や非課税所得が合計で86兆円あり、これらは原理的に確定申告データには含まれないことになる。一方、確定申告データ側でもSNAでは所得とされないキャピタルゲインに相当する譲渡所得が7兆円ある。すなわち、2つの統計で比較可能な譲渡所得を除く財政所得に相当する部分がSNAで345兆円、確定申告データで106兆円となる。

この違いは統計上の誤差なども含むが、主として上で述べた確定申告に関する制度によって発生していると考えられる。例えば、賃金・俸給と給与収入は概念的には極めて近い概念であるが、多くの給与所得者は年末調整だけで課税が完結するため、確定申告データには含まれない。以下では、SNAで把握される一国全体の家計所得のうち、確定申告データでカバーできている範囲を「カバー率」とよぶ。その意味では、（譲渡所得を除く）財政所得のカバー率は31%となる。

この表6では確定申告データで観察可能な2014暦年から2020暦年の平均を見ているが、時系列的な推移を見てもカバー率は安定している。財政所得自体はSNAでは329兆円から364兆円、確定申告データでは100兆円から107兆円とどちらも緩やかに増加しているが、カバー率は期間を通じて約30%となっている。

この水準は、米国やフランスの先行研究と比較して低い水準である。例えば、Auten and Splinter (2024)によれば、米国では税務申告される所得は国民所得の60-66%であるとされており、カバーされない部分は帰属家賃による収入、企業の内部留保、非課税利子などとされている。ここでは、国民所得のうち家計部門の所得に注目しており、企業の内部留保は除外されている。また、帰属家賃もSNA固有の項目として除外している。その意味では、ここでの比較と同一の基準でいえばより高いカバー率に

なり、日本との差は大きくなる。

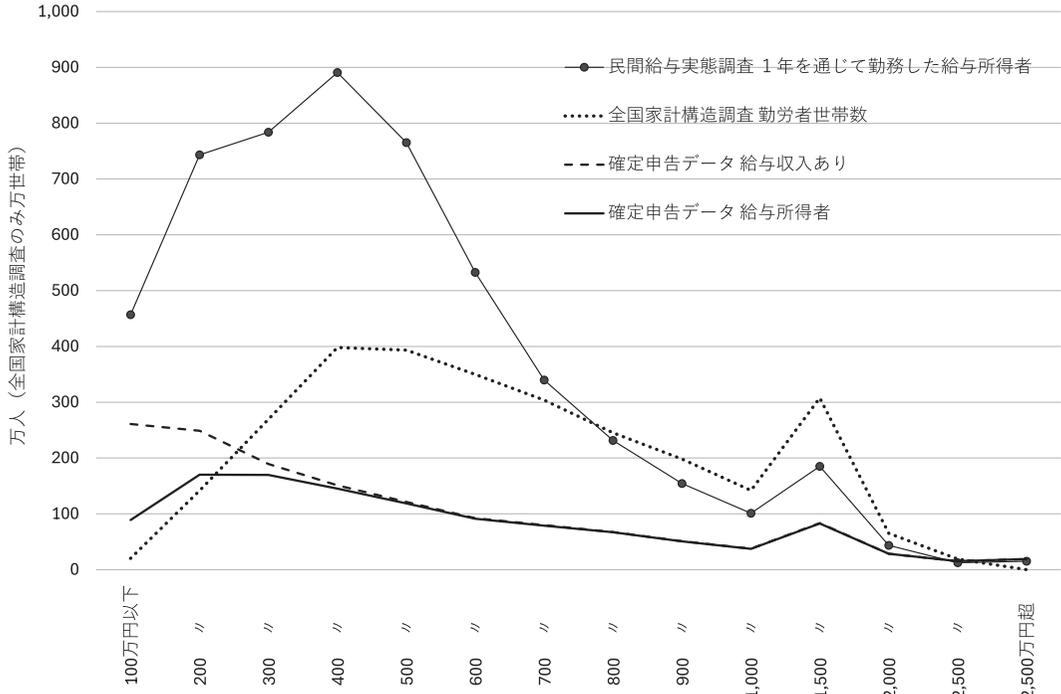
日本においてカバー率が低くなる最大の要因は、SNAでは賃金・俸給とよばれ確定申告データでは給与収入が相当する労働所得の部分である。SNAでは231兆円であるのに対し確定申告データでは67兆円（29%）にとどまっている。また、公的年金等の社会給付関連も差が大きく、SNAでは71兆円であるのに対し確定申告データでカバーされるのは19兆円（27%）である。

前節でみたように、確定申告をしているのが雇用者のうちの約20%、年金所得者のうちの15%程度であったことと比較すればやや高くなっている。これは、給与所得者のうち確定申告をしている者は、平均的には所得水準が高いことを示唆する。そこで図6では、確定申告データでの給与所得者の「給与収入」の階級別の分布を示した。前節で使用した所得者区分での「給与所得者」と確定申告書にゼロでない給与収入を記入した者（給与が主たる収入源でない者を含む）の2つの定義で示しており、また比較のために国税庁の民間給与実態統計調査で推計される給与階級別の人数、2019年全国家計構造調査における年間収入階級別の勤労者世帯数も示した<sup>15)</sup>。

この図によれば、給与収入はかなりフラットな分布をしており、200万円から300万円の低い水準で最も多くなっている。民間給与実態統計調査の分布と比較すると、分布のピークが異なることが分かる。給与所得者全体で見れば400万円以下の階級でピークとなり900万人程度が該当するが、確定申告データでは150万人程度にとどまる。これは、中所得者層では申告をする人の割合が15%程度であることを意味する。また給与所得者でないが給与収入を申告している人は年収200万円未満に集中しており、副業的な収入であることもわかる。1,000万円以上の給与収入を得るような高所得者は、

15) 民間給与実態統計調査は、源泉徴収義務者側から情報を収集しており、源泉徴収票単位でしか把握できず個人単位の所得の情報は把握できないため、1年を通じて勤務した給与所得者に限定し、個人単位に近い基準となるようにした。

図6 確定申告者の給与収入の分布（2019年）



(出所) 確定申告データについては筆者計算。民間給与実態調査は「第3表その1」の「1年を通じて勤務した給与所得者」の分布、全国家計構造調査は「家計総合集計」の年間収入階級別の勤労者世帯・世帯分布を用いて筆者計算。

確定申告データと民間給与実態統計調査の差は小さくなっており、確定申告をする人の割合が高いことが示される。特に、確定申告が必要な年取2,000万円超の階級では両統計はほぼ重なっている。

こうした観察から、確定申告をしている給与所得者だけを見ても、給与所得者全体の所得分布はほとんど分からないことが示唆される。すでに見たように、確定申告をする給与所得者には医療費控除や住宅借入金等特別控除の利用者が多く含まれ、やや特殊な経済状況にある可能性が高い。その意味では、給与所得に関して確定申告データは望ましい所得データとは考えにくい。

一方、確定申告が必要となる場合が多い自営業者の所得（SNAにおける混合所得、確定申告データにおける事業所得）については、一定程度の信頼できるデータであることが分かる。表6では、SNAと確定申告データの数値は極

めて近くカバー率はほぼ100%となっていることが確認できる。不動産所得や山林所得の取り扱いに関し、概念的な範囲には若干の違いがあるが、その影響は大きくない。

ただし、時系列データで見ると解釈の難しい部分がある。表7では、SNAと確定申告データにおける事業所得の推移を示している。定義が異なることを考慮して、それぞれの内訳項目別に示している。7年間の平均で見れば、16兆円とほぼ一致しているが、年次で見ると動向が異なる。2014年から2017年まではSNAが上回り90%程度のカバー率となり、その後SNAでの水準が3兆円ほど低下し確定申告データの水準を下回っている。より狭く混合所得と事業所得を比較しても、動向の違いは明らかであり、SNAでは2015年以降急速に減少しているのに対し、確定申告データではむしろ増加傾向である。この違いの原因を明らかにする

表7 SNAと確定申告データにおける混合所得（兆円）

	SNA			確定申告データ			
	計	混合所得	賃貸料	計	事業所得	不動産所得	山林所得
2014	16.7	13.9	2.8	15.0	8.5	6.5	0
2015	17.8	15.0	2.8	15.1	8.6	6.5	0
2016	17.5	14.4	3.0	15.8	9.2	6.6	0
2017	17.7	14.5	3.2	15.8	9.1	6.6	0
2018	14.3	11.1	3.2	15.6	9.0	6.6	0
2019	14.1	10.9	3.2	15.8	9.3	6.6	0
2020	12.9	9.6	3.3	16.1	9.6	6.5	0

（出所） SNA データは国民経済計算・年次推計・制度部門別所得支出勘定より。確定申告データは筆者計算。

にはより厳密な分析が必要であるが、SNAの測定誤差についても検討が必要である<sup>16)</sup>。

自営業者の所得については、国税庁の確定申告書に基づく「申告所得税標本調査」が利用可能な重要な情報源となっている。しかし、集計の対象が申告納税額のある者に限定されているため、所得の全体像については明らかでなかった。それに対し、ここでの集計の結果、還付申告など申告所得税標本調査の対象とならない申告者も含めることで、日本全体の自営業者の所得の状況がおおむね捕捉できることが確認できた。給与所得者と比べ自営業者に関する所得のデータは限られており、申告所得税標本調査以外では総務省の個人企業経済調査が利用できる程度である。特に、企業としてではなく個人の所得としては貴重な情報源となる。

給与所得・事業所得・公的年金等の所得と比較して、利子や配当などの財産所得はカバー率が低い。長期の低金利の状況が続く日本において、家計の利子や配当などの財産所得の受取はSNAベースでも利子4兆円、配当8兆円の合計12兆円にとどまる。しかし、確定申告データではさらに少なく利子では1兆円に満たず配当も2兆円であり、全体としてカバー率は15%にとどまる。

財産所得の多くが源泉分離課税又は申告不要となっており、利子所得のうち、総合課税部分で確定申告の対象となるのは一定の公社債等の利子や海外資産の利子などだけであり、それ以外は源泉分離課税となり確定申告データでは把握できない。配当所得は原則として総合課税の対象であり、上場企業の配当などは申告分離課税を選択することもできるためカバー率は若干高くなる。一方で、一定の条件を満たす配当所得は源泉徴収のみで税務関係を完結させることができる「確定申告不要制度」が存在している。配当控除などが使えないなどのデメリットはあるが、広く使われている制度であり、配当のカバー率を引き下げる要因となる。

財産所得が申告分離や源泉分離となるケースは他の先進国でも多いが、申告の必要もないケースは必ずしも多くはない<sup>17)</sup>。SNAのようなマクロ統計と比較して、税務申告される財産所得の割合も、その制度に準じて水準が異なる。原則申告とされる米国やフランスでは税務データでのカバー率は高くなるが（Piketty, 2003; Piketty and Saez, 2003; Piketty et al., 2018）、源泉分離課税となっているドイツでは低くなっている（Bach et al., 2022）。その意味で、財産所得の把握においても確定申告データは、日本

16) 立岡（2016）は「真の事業所得とみなされてきたSNAの混合所得の正確性に疑問符がつく」としている。

17) 財務省の資料 [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/kinyuushotoku.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/kinyuushotoku.pdf) を参照。

全体を把握するデータとして必ずしも望ましいとは言えない。

## V. 高額所得者のデータとしての確定申告データ

### V-1. 高額所得者と確定申告

ここまで、確定申告データが「日本全体を把握する所得データ」としてどの程度利用可能かを検討してきた。経済全体を捉えるためには、できる限り包括的な所得の範囲に対し、個人を網羅的に把握できるデータが望ましい。しかし、確定申告データで把握できるのは、申告が必要となるタイプの所得だけであり、また年末調整等の申告が不要となる制度が適用されないような個人に限定された。その意味では、日本全体の所得データとしては望ましいとは言えなかった。日本における確定申告データのような税務申告に基づくデータだけでは一国全体を把握できないという問題は、国による制度の違いで程度は異なるが、多くの国で共通した課題である。

それに対し、Piketty (2003) を先駆けとする先行研究では、税務申告に基づくデータを超高額所得者の所得を把握するデータとして活用することでこの問題を回避している。Piketty (2003) や Piketty and Saez (2003) ではトップ1%程度の超高額所得者に注目し、SNAのようなマクロ統計での国民所得を「一国全体」とみなして、残りの99%と比較している。調査対象が限定される統計調査では、超高額所得者のサンプルは少数となり、安定した分析が難しい。それに対し、税務申告に基づくデータであれば、少なくとも超高額所得者はほぼ全数が把握できるため、信頼性の高い分析が可能である。

そこで、この節では、超高額所得者のデータとしての観点から日本の確定申告データの性質を概観する。超高額所得者に議論を限定すれば、確定申告データのカバー範囲は大きく改善すると考えられる。すでに見たように、確定申告者は日本全体の15-20%に過ぎないが、その比率

が低い最大の要因は給与所得者の多くが年末調整等のみで税務処理が完結するからであった。しかし、給与所得者であっても、一か所の給与支払者から受け取る年収が2,000万円を超えると申告の必要があり、確定申告データに含まれる。同様に、公的年金等も400万円超で確定申告をすることになる。つまり、超高額所得者であれば申告不要制度が大きな問題とはならず、幅広く補足が可能である。

### V-2. 確定申告データにおける高額所得者

最初に、日本における高額所得者とはどの程度の所得水準を指すのかを明らかにするために、全確定申告者での所得分位点と、分位点階級における平均所得額を見たものが表8である。ここでは利用可能な期間の中間年である2017年のデータを用いて、譲渡所得を除いた財政所得の分位点で分けている。ただし、その他の年を使ったとしてもほぼ結果には影響なく、状況は安定している。

Piketty (2003) 以降の先行研究では、基本的に総人口（もしくは成人人口）との比率でトップ層を定義しており、確定申告をする人の割合が低い日本で同じパーセンタイルで比較すると過度に上位の所得を観察することになる。ここでの分位点は、2017年の申告者2,325万人を基に計算されるため、トップ0.1%とは上位2万3千人、トップ0.5%は上位11万6千人に相当する。15歳以上人口約1億人との関係で言えば、申告者のトップ0.5%、トップ5%に注目することで、先行研究と基準を統一した比較が可能となる。

政策的には、近年、合計所得金額が1億円を超えるような高額所得者層では実効税率が所得

の増加とともに下がるという「1億円の壁」問題が注目され、1億円を超える高額所得者に注目することもある（岡，2024）。表8によれば、確定申告者のトップ0.1%の境界値（99.9パーセントイル）で7,500万円程度であり、1億円以上的高額所得者はトップ0.1%よりも少ない。15歳人口比で見ればトップ0.002%未満であり、1億円以上に注目すればPiketty（2003）以降の先行研究より、さらに限定されたトップ層の分析になることには注意が必要である。ここでは、先行研究との比較の観点から、高額所得者として15歳以上人口のトップ0.1%およびトップ1%に注目し、確定申告データでこれら高額所得者に関する十分な情報を得られるかを検討する。

まず、15歳以上人口のトップ1%に相当するグループが、確定申告データで網羅的に把握できているかを検討する。表8によれば、確定申告者の上位5%の境界値は1,224万円である。この水準は、例えば給与所得者であっても確定申告が必須になる水準である2,000万円より大幅に低い。言い換えれば、年末調整で課税関係を完結させ、確定申告を要しない人の中にも上位5%の人と同等の所得の人は存在する可能性がある。

民間給与と実態統計調査における給与の分布によれば、年収1,000万円以上2,000万円未満の

給与所得者は230万人程度存在している。それに対し、確定申告データで財政所得が年収1,000万円以上2,000万円未満の給与所得者は約110万人にとどまる。すなわち、総人口のトップ1%に含まれる可能性のある人の半分程度は確定申告をしていないのである。その意味では、確定申告データは「15歳以上人口のトップ1%」程度の高所得者に限定しても、カバー率は十分に高いとは言えない。

一方で、トップ0.1%まで限定すれば、ほとんどの該当者は確定申告をしていると考えられる。表8によれば、日本で確定申告をしている人のトップ0.1%の財政所得は7,335万円、トップ0.5%（15歳以上人口比で見ればトップ0.1%に相当）で3,585万円となっている。確定申告を要しない給与所得者や年金所得者では到達できない水準であり、申告を不要とする制度の影響はない。

ただし、この水準は、国際的に見てかなり低い。例えば、Piketty et al. (2018)によれば、2014年の米国ではトップ0.1%の所得は196万ドル（当時のレートで約2億円）、トップ1%でも45万8千ドル（約5千万円）となっている。また、Garbinti et al. (2018)によれば、2014年のフランスでも、トップ0.1%の所得の境界値は56万4千ユーロ（約8千万円）となっている。もちろん、米国に比べれば日本の一人当た

表8 所得の分位階級の境界値と平均所得（万円）

分位階級（対確定申告者）	境界値	財政所得	譲渡所得	総個人所得
25パーセントイル未満		79	48	127
25-50パーセントイル	167	241	15	257
50-75パーセントイル	296	406	18	424
75-90パーセントイル	515	692	29	722
90-95パーセントイル	865	1,058	51	1,110
95-99パーセントイル	1,224	1,760	110	1,870
99-99.5パーセントイル	2,671	3,123	276	3,399
99.5-99.9パーセントイル	3,585	4,918	722	5,639
99.9パーセントイル以上	7,335	16,359	3,377	19,736

（出所） 確定申告データを用いて筆者計算。分位階級は財政所得（譲渡所得を除く）に基づく。

りGDP（為替レート換算）は低いため、水準そのものが低いこと自体は不思議ではない。しかし、2015年の米ドル換算での一人当たりGDPは、米国5万7千ドル、フランスが3万8千ドル、日本が3万5千ドルとされており、所得水準の差では説明できない差である。

この結果は、多くの場合、日本では格差が小さいと解釈されてきた。例えば、Moriguchi and Saez (2008)やAtkinson et al. (2011)によれば、戦後の日本では国民所得に占めるトップ層の所得の割合が欧米よりも低く、それは高い累進税率や賃金の決定構造などによってもたらされていたと指摘されている。また、1990年以降は格差の拡大が進んでいる可能性が指摘されているが、それは主に低所得者層の増加によるものとされており、トップ層の所得のシェアについては明確な結果は示されていない。

しかし、少なくとも確定申告データが利用可能な2014年以降については、利子・配当所得が源泉分離課税となっていることが高額所得者の所得水準が低い理由である可能性がある。上で見たように、利子・配当などの財産所得は源泉分離課税であったり申告不要であったりするため、たとえ利子・配当の受取者が確定申告をしていたとしても申告所得に含まれない可能性がある。実際、確定申告データで申告された財産所得はSNAと比較して10%程度にとどまっており、十分に把握できていないことはすでに確認している。一般に、利子・配当所得は高所得者ほど多いと考えられるため、高額所得者の所得を過小評価する原因となりうる。この見方は、間接的には以下のようなエビデンスでサポートされる。

第1のエビデンスは、所得分位階級別の所得者区分を見たときトップ0.1%や0.5%であっても大部分が給与所得者だということである。図7は、表4で定義した主たる所得の源泉別の所得者区分を、財政所得の所得階級別に示したものである。申告者全体で見れば約5割が給与所得者で（図3）、年齢別に見ると現役世代では7割が給与所得者（図4）であることは確認して

いた。それに対し、図7では確定申告者の上位25%の7割が給与所得者であることが示されている。90パーセント以上では事業所得者が、95パーセント以上では財産所得者がわずかに増加するものの、トップ0.1%のグループですら6割が給与所得者となっている。

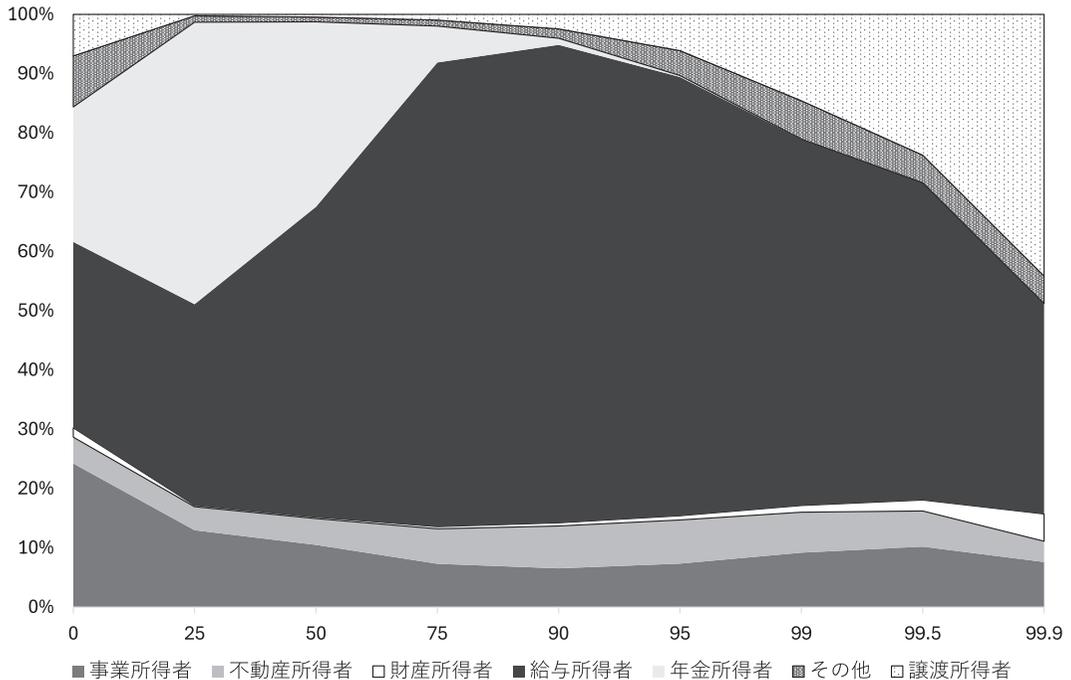
Piketty et al. (2018)によれば、アメリカでは上位1%の世帯の所得の大部分が配当、利子、株式売却益といった資本所得から生じており、この傾向は1970年代以降顕著に進行していることが指摘されている。ここでは譲渡所得を除外している点では資本所得の割合が小さいとしても、超高額所得者の6割で、主たる所得の源泉が給与所得となるのは不自然である。

この点はさらに、第2のエビデンスである所得の源泉の構成からも確認できる。図8では、確定申告データを用いて所得分位階級別に所得の構成を示している。図7で見た所得者区分の分布では、確定申告者ごとにどのタイプの所得が多いかで分類されたかが、こちらでは分位階級内の申告者全体での所得を見ている点が異なる。例えば、所得分位階級が下位の層では年金所得者は約2割であったが、公的年金の収入が約4割を占める。これ年金所得者以外の低所得者も多くが公的年金を受け取る高齢者だからである。

ここで注目するのは、90パーセント以上のような上位所得者においても労働所得が大部分を占める点である。99パーセント前後で10%程度になる退職所得を含めて7割が労働に対する対価である。トップ0.1%でも給与所得の割合は60%以上であり、超高額所得者の中でも給与以外を主たる収入源にする者が少ないだけでなく、給与以外の収入が少ないのである。

財産所得としての性質が強い不動産所得や利子・配当所得は、所得分位階級上位になるほど多くなるのはよく知られた事実と一致している。しかし、財産所得のシェアはそれほど高まらない。不動産所得は必ずしも高所得者に限らず10%のシェアを持つ一方で、利子・配当所

図7 所得分位階級別の所得者区分



(出所) 確定申告データより筆者作成。所得者区分については表3を参照。

得のシェアはトップ0.5%ですら3%にとどまり、トップ0.1%で18%になる程度である。

同様の計算を2012年のフランスで計算した Garbinti et al. (2018) によれば、不動産所得に相当する rent も含めた財産所得 (Capital Income) のシェアは99-99.5パーセンタイルのグループで50%を超え、トップ0.1%のグループでは8割を超える。また、Auten and Splinter (2024) によれば、2000年代以降の米国でも、キャピタルゲインを除く財政所得に占める財産所得のシェアはトップ1%で35%程度、トップ0.1%では45%程度になる。所得の種類定義は国によって異なるが、日本の高額所得者の財産所得の水準が極めて低いことが示唆されている。

### V-3. 申告されない利子・配当所得の影響

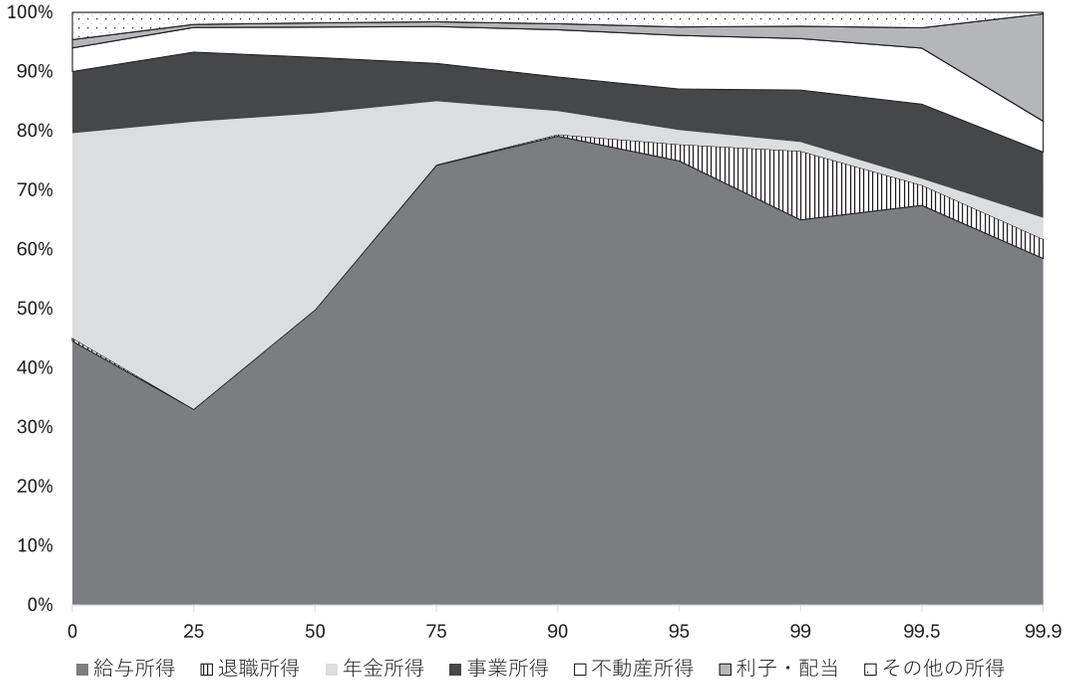
もちろん、これら2つのエビデンスは、日本に

は超高額所得者に分類されるほどの資産を保有する人がほとんどいないために、トップ0.1%ですら給与所得者が大部分を占め、給与所得が半分以上を占めているという見方を否定するものではない。しかし、例えばForbes誌が公表している世界長者番付 (World's Billionaires List) 2024年版に掲載されたのは、日本人が41人、フランス人は43人となっている<sup>18)</sup>。その意味で、多額の利子・配当所得を受ける資産家が日本だけ少ないとは考え難い。

この観察のギャップを埋める可能性があるのは、源泉分離課税などにより申告されていない利子・配当所得である。もし確定申告者のトップ0.5% (15歳以上人口のトップ0.1%) が、フランスや米国の高額所得者と同等に財政所得の35%程度を財産所得で得ていたとする。99.5パーセンタイル以上の高所得者の申告された財

18) <https://www.forbes.com/billionaires/>

図8 所得分位階級別の所得の構成



(出所) 確定申告データより筆者作成。2017 暦年のデータを用いており、譲渡所得は除いている。

政所得は7,500万円程度であり、35%が財産所得となるには利子・配当所得の受け取りが4,000万円程度ということになる。申告された利子・配当所得は平均で800万円程度なので、申告されていない利子・配当収入が平均で3,000万円程度ある想定になる。

この水準は、SNAとの比較の観点で見ても、十分に現実的である。トップ0.1%の10万人が4,000万円ずつの利子・配当所得を得ているなら合計で4兆円となる。SNAにおける利子・配当12兆円の3割に相当するが、これは財産所得の集中度としてはかなり大きいですが、ありえない数値ではない。Garbinti et al. (2018)によれば、2000年以降のフランスではトップ1%の財産所得のシェアは35%である。また、この申告されない利子・配当所得を15歳以上人

口におけるトップ0.1%の境界値(表8の99.5パーセントイル)に加えると、7千万円程度となり、フランスとの差はかなり解消される。

また、ミクロ的に見ても一定の妥当性はある。例えば、野村総合研究所が毎年公表している日本の富裕層の推計によれば、純金融資産保有額が5億円以上の「超富裕層」が2019年で8.7万世帯あるとしている<sup>19)</sup>。金融資産の運用益を世帯主等の特定の個人が受け取っていると考えると、これは個人の人数と考えることができる。つまり、5億円の金融資産を6%程度の利回りで運用すれば、3,000万円程度の利子・配当所得を得る個人が9万人程度存在するはずである。現在の低金利の状況で6%の利回りを確保するのは容易ではないが、純金融資産の保有額について統計調査に基づき推計をしていること

19) 野村総合研究所 HP『野村総合研究所、日本の富裕層は133万世帯、その純金融資産総額は333兆円と推計』(<https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/files/900036517.pdf>)

から、外れ値的な資産家は考察から除外されていると考えればあり得ない数字ではない。

こうした結果は、高額所得者の所得の状況が正確に把握できていない可能性を示唆する。源泉分離課税などのために、利子・配当所得についての確定申告データの対SNAのカバー率が

低いことはすでに確認していたが、その影響は特に高額所得者で大きいのである。日本における高額所得者のシェアなどを計算するには、申告されていない利子・配当所得をどのように推定するかが重要なテーマとなる。

## VI. 結論

本稿では、日本の確定申告データを利用し、その所得データとしての特性を検証した。分析の結果、確定申告データは個人単位での所得情報を提供する個別情報として有用である一方で、いくつかの重要な制約があることが明らかとなった。確定申告データによって日本全体の所得分布を網羅的に把握することが難しいことは、一般に知られていた事実である。しかし、申告者がどのような属性の個人であるかは十分には分析されてこなかった。

税制上、給与所得や公的年金などは多くの場合で年末調整や源泉徴収で課税関係が完結し確定申告をする必要がないため、給与所得者や年金所得者の多くが確定申告データに含まれない。この偏りに加えて、確定申告をしている給与所得者や年金所得者の多くが、医療費控除や住宅借入金等特別控除を適用するために確定申告をしていると考えられた。すなわち、給与所得者や年金所得者の中でも、社会・経済的に特殊な状況にある人ほど確定申告をする可能性が高いことが示唆される。その意味では、確定申告データから給与所得者や年金所得者の全体像を知ることは難しい。

一方で、事業所得などを主たる収入源とする事業所得者については、人数は労働力調査での自営業者に、所得金額はSNAの混合所得に近い水準となっており、大部分の該当者を観察できるデータになっていると考えられる。また、半数以上がほぼ毎年確定申告をしており、パネ

ルデータとしての利用が可能である。自営業者の所得について包括的なデータは限定されており、確定申告データは自営業者のパネルデータとして活用することで新しい情報をもたらすことができるかと期待される。

さらに、本稿では確定申告データを高額所得者のデータとして利用可能かについても検討した。15歳以上人口に占めるトップ0.1%（約10万人）の超高額所得者については、その境界値は8千万円近くであり、年末調整等の申告が不要となるような制度の影響は受けない水準である。すなわち、トップ0.1%は必ず確定申告をしていると考えられ、確定申告データで網羅的な全数把握が可能と考えられた。

それに対し、トップ1%（約100万人）になると、境界値は1,300万円程度になる。これは、給与所得者でも確定申告が必要になる年収2,000万円と比べて大幅に低い水準である。言い換えれば、トップ1%に含まれるような高額所得者でも確定申告を要しないケースは十分に考えられ、確定申告データがトップ1%の層を対象としたデータとしては不十分であることを示唆している。

ただし、トップ0.1%の超高額所得者層に限定したとしても、それらの個人の所得を包括的に把握できているとは言えないことも示された。具体的には、利子・配当所得の大部分が源泉分離課税や申告不要になっているため、確定申告データの所得が過小評価になっている可能

性が高い。日本の高額所得者の所得シェアは、他の先進国と比べて高くないと指摘されてきたが、それは財産所得の正確な把握が困難であることに起因している可能性がある。

本研究の成果は、今後の確定申告データのさらなる活用や政策立案に対し、いくつかの重要な示唆を与える。第一に、確定申告データを一国全体の所得データとするには、申告不要となる所得の源泉についてカバーしたデータとの連携が不可欠だということである。給与の支払い側である企業の申告データや、厚生年金などの社会保険の情報を統合できるような体制を構築することが重要になる。第二に、源泉分離課税所得に関するデータについても統合が必要であ

る。現在の低金利の状況では、一部の富裕層を除けば影響は小さいが、高額所得者の分析をするのであれば利子・配当などの財産所得を正確に把握することは不可欠である。

今回は特にマクロ統計との比較を通じて、一国全体の所得のうちどのような個人が得た所得が把握されているのか、どのような所得の源泉でデータに含まれない部分が多いのかを確認した。一方で、個人の所得の分布についてはほとんど分析ができていない。特に、高額所得者ではない一般の個人について、確定申告データと統計調査データがどのような関係にあり、どのように統合できるかを検討することは今後の課題である。

## 参 考 文 献

- 宇南山卓 (2024) 「経済学と税務行政 DX」, 前田順一郎 (編) 『税務行政の DX が変える日本の未来』 第 7 章, 金融財政事情研究会.
- 岡直樹 (2024) 「金融所得課税・富裕層課税の新たな展開」『フィナンシャル・レビュー』 157, pp. 133-168.
- 立岡健二郎 (2016) 「事業所得の捕捉率を推計する—給与所得と事業所得の間の捕捉率格差は残存—」『JRI レビュー (日本総研)』 5(35)
- Atkinson, Anthony B., Thomas Piketty, and Emmanuel Saez. (2011) “Top Incomes in the Long Run of History,” *Journal of Economic Literature*, 49(1): pp. 3-71.
- Auten, Gerald, and David Splinter. (2024) “Income Inequality in the United States: Using Tax Data to Measure Long-Term Trends,” *Journal of Political Economy*, 132(7): pp. 2179-2227.
- Bach, Stefan, Charlotte Bartels, and Theresa Neef. (2022) “Distributional National Accounts: A Macro-Micro Approach to Inequality in Germany,” In *Measuring Distribution and Mobility of Income and Wealth*, edited by Raj Chetty, John C. Gornick, Barry Johnson, and Arthur Kennickell, pp. 625-640. Chicago: University of Chicago Press.
- Brooks, John R. (2018) “The Definition of Income,” *Tax Law Review*, 71: pp. 253-309.
- Garbinti, Bertrand, Jonathan Goupille-Lebret, and Thomas Piketty. (2018) “Income Inequality in France, 1900-2014: Evidence from Distributional National Accounts (DINA),” *Journal of Public Economics*, 162: pp. 63-77.
- European Commission, International Monetary Fund, Organisation for Economic Cooperation and Development, United Nations and World Bank (2009) *System of National Accounts 2008*, (<https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/docs/sna2008.pdf>)
- Moriguchi, Chiaki, and Emmanuel Saez. (2008) “Income Concentration in Japan, 1886-2005: Evidence from Income Tax Statistics,” *Review of Economics and Statistics*, 90(4): pp. 713-734.
- Piketty, Thomas. (2003) “Income Inequality

- in France, 1901-1998,” *Journal of Political Economy*, 111(5): pp. 1004-1042.
- Piketty, Thomas, and Emmanuel Saez. (2003) “Income Inequality in the United States, 1913-1998,” *Quarterly Journal of Economics*, 118(1): pp. 1-41.
- Piketty, Thomas, and Emmanuel Saez. (2013) “Optimal Labor Income Taxation,” In Alan J. Auerbach, Raj Chetty, Martin Feldstein, and Emmanuel Saez eds, *Handbook of Public Economics*, Vol. 5, pp. 391-474.
- Piketty, Thomas, Emmanuel Saez, and Gabriel Zucman. (2018) “Distributional National Accounts: Methods and Estimates for the United States,” *Quarterly Journal of Economics*, 133(2): pp. 553-609.
- Simons, Henry Calvert. (1938) *Personal Income Taxation: The Definition of Income as a Problem of Fiscal Policy*, Chicago: University of Chicago Press.
- Slemrod, Joel. (2016) “Caveats to the Research Use of Tax-Return Administrative Data,” *National Tax Journal*, 69(4): pp. 1003-1020.
- World Inequality Lab. (2024) *Distributional National Accounts Guidelines: Methods and Concepts Used in the World Inequality Database*.